

ふじさき 子ども・子育てプラン

(第三期藤崎町子ども・子育て支援事業計画)



令和7年3月
青森県藤崎町

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
第2章 当町における子ども・子育ての現状等	6
1. 人口等の状況	6
2. 子ども・子育てを取り巻く環境	10
3. アンケート調査結果の概要	13
4. 計画の主要課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
1. 基本的な視点	20
2. 基本理念	21
3. 施策体系	22
第4章 子育て支援施策の展開（次世代育成支援対策）	23
基本目標1：全ての子育て家庭への支援の充実	23
基本目標2：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	34
基本目標3：学びを通して親子が育つ環境づくり	41
基本目標4：安心・安全な子育てのまちづくり	47
第5章 量の見込みと提供体制	50
1. 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方	50
2. 児童数及び子育て家庭の今後の見通し	51
3. 教育・保育提供区域の考え方について	53
4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	58
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	62
6. 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供の推進	75
7. 教育・保育施設の質の向上	77
8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	77

9. 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な入所への支援.....	77
第6章 計画の着実な推進に向けて	78
1. 計画の推進体制	78
2. 計画の達成状況の点検・評価	78
資料編	81
1. 量の見込みについて	81
2. 条例	86
3. 委員名簿.....	88

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少など、子育てや子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化していることから、子育て家庭の不安軽減に向けた取組や、保育ニーズの多様化への対応が必要であり、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や県のみならず、地域をあげて支援を強化する必要性が高まっています。

このような社会情勢の中で、国は平成27年4月に「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化に取り組み、保護者の視点に立ち、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、さらに安心して子育てができる環境の整備と子育て支援事業の充実を重要な課題として、その解決に向けて取り組んでいます。

また、令和5年4月1日に発足したこども家庭庁は、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守るための政策を推進しており、スローガンを「こどもまんなか」と掲げ、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとって最も良い利益を考えることを重視しており、国をあげての子ども・子育て支援に取り組んでいます。

子ども・子育て支援法第61条第1項において、「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」と規定されています。このことを踏まえ、藤崎町（以下「当町」という。）では、平成27年度からの第1期計画、令和2年度からの第2期計画を策定し、子ども・子育て支援法の趣旨に則り、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

第2期計画が令和6年度に終了することから、より多様化する子どもの育ちや子育てをめぐる状況に対応すべく、令和6年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）をはじめとする子ども・子育てに関連する法律等を踏まえ、第3期藤崎町子ども・子育て支援事業計画、通称「ふじさき子ども・子育てプラン」（以下「本計画」という。）を策定します。

◇子ども・子育て支援法（抜粋）◇

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

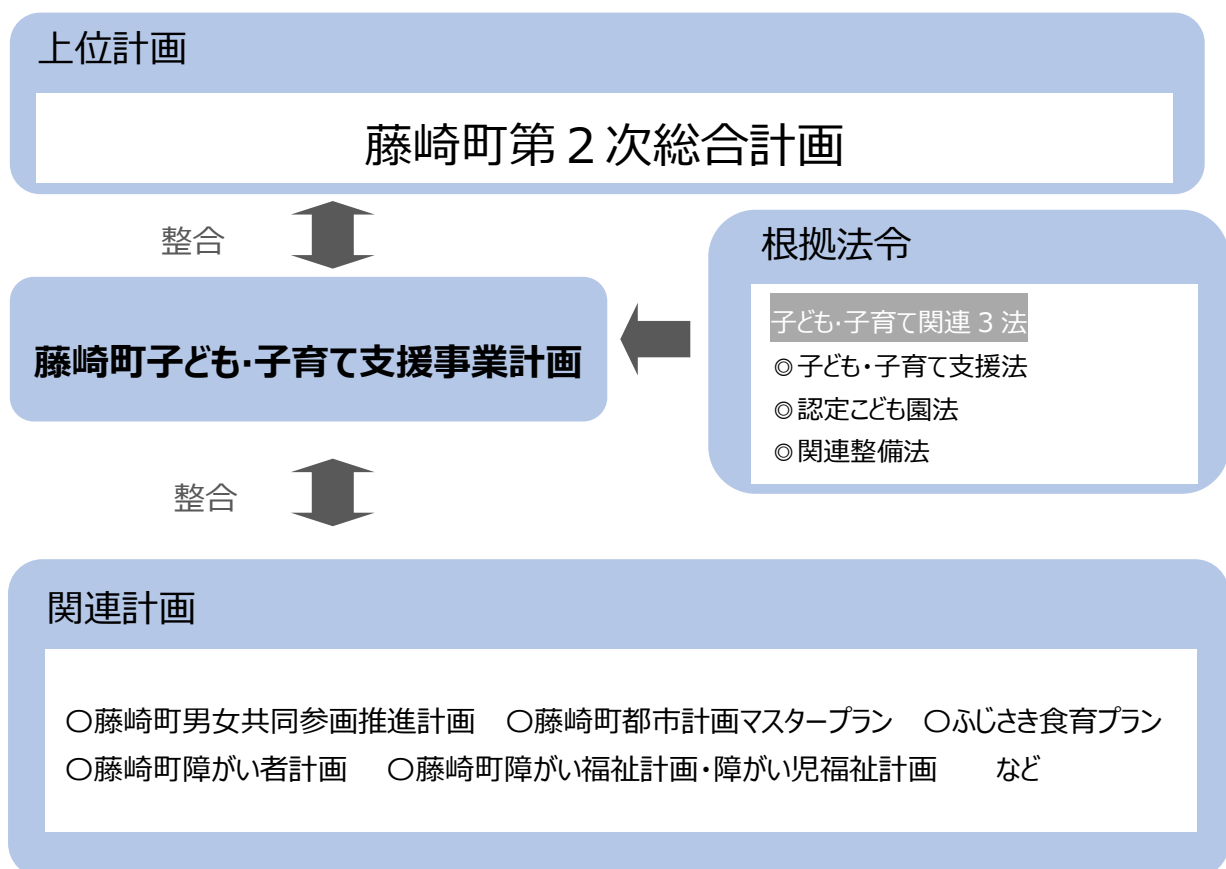
四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、当町の子どもと子育て家庭を対象として、当町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものであり、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、これまで進めてきた「次世代育成支援対策行動計画」における取組について包含するとともに、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、当町の最上位計画である「藤崎町第2次総合計画」や関連計画と整合性を取って定めます。さらに、子どもの貧困対策計画を包含して策定します。

◇計画の位置づけ◇



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和7年度から令和11年度まで）とし、時勢の変化等の状況に応じて、適宜見直すものとします。

◇計画の期間◇

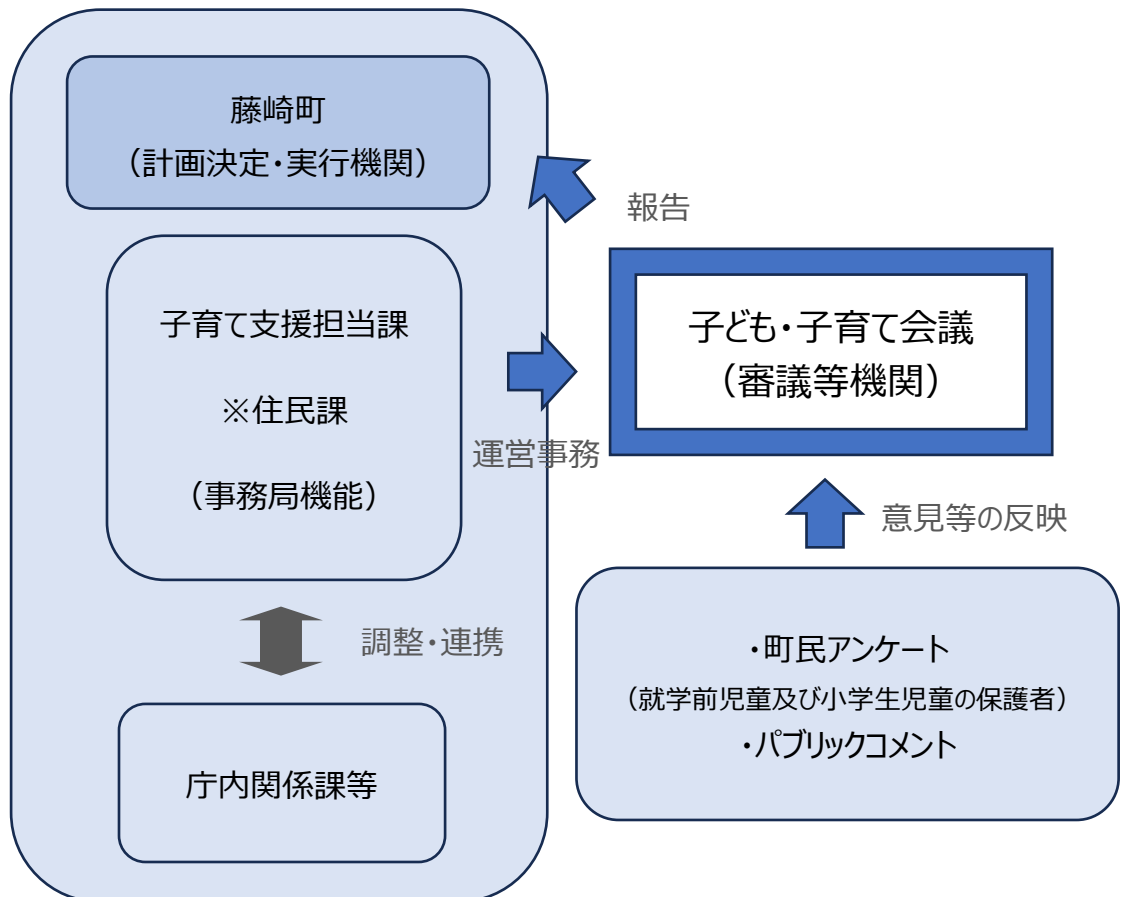


4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議における審議

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条に定められている審議等機関として、「藤崎町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。

◇計画の策定体制◇



(2) アンケート調査の実施

就学前児童及び小学生児童の保護者を対象として、アンケート調査を実施しました。概要は次のとおりです。

◇アンケート調査実施概要◇

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	519	371	71.5%
	小学生児童	538	342	63.6%
調査期間	令和6年3月8日～3月27日			
調査方法	郵送による配布・回収（Web回答併用） ※町内事業所、学校に在籍している場合は在籍先を通じて配布。			
調査目的	○就学前児童及び小学生児童の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。 ○子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。			

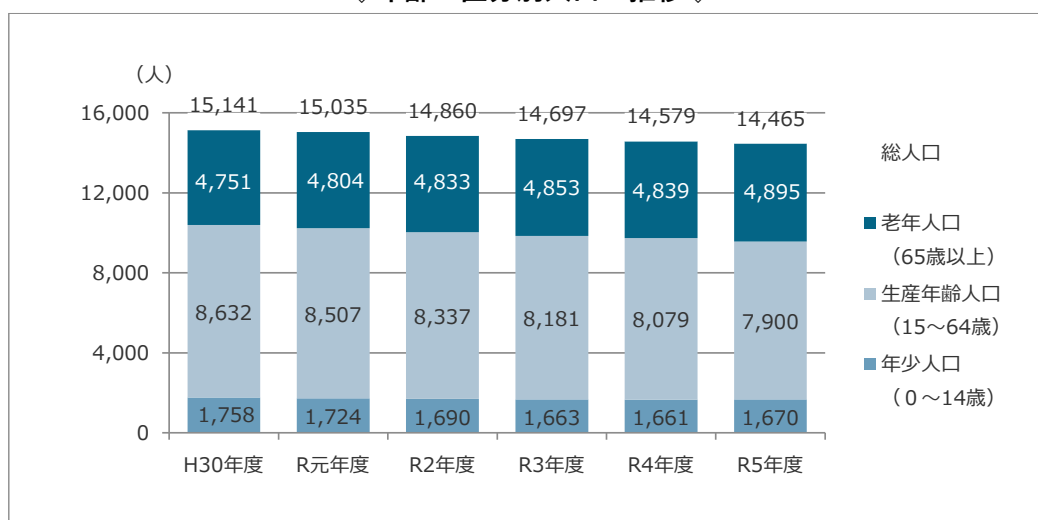
第2章 当町における子ども・子育ての現状等

1. 人口等の状況

(1) 人口の推移

平成30年度から令和5年度までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移し、令和5年度には14,465人となっています。年齢3区分別でみると、生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少している一方で、老年人口（65歳以上）は概ね増加傾向で推移しています。年少人口（0～14歳）については、近年において1,600人台でほぼ横ばいで推移しています。

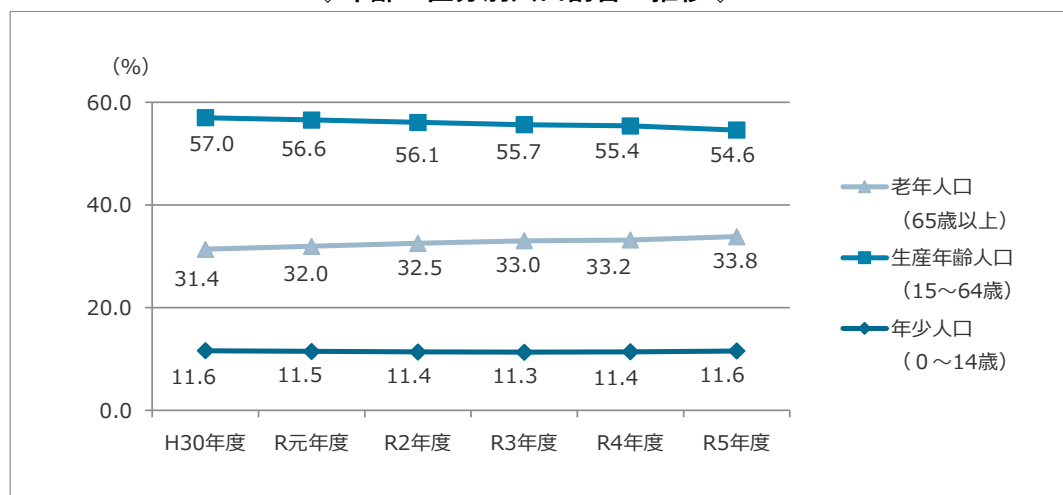
◇年齢3区分別人口の推移◇



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口割合でみると、年少人口割合は概ね横ばい、老年人口割合は増加傾向で推移しています。なお、生産年齢人口割合は減少傾向にあります。

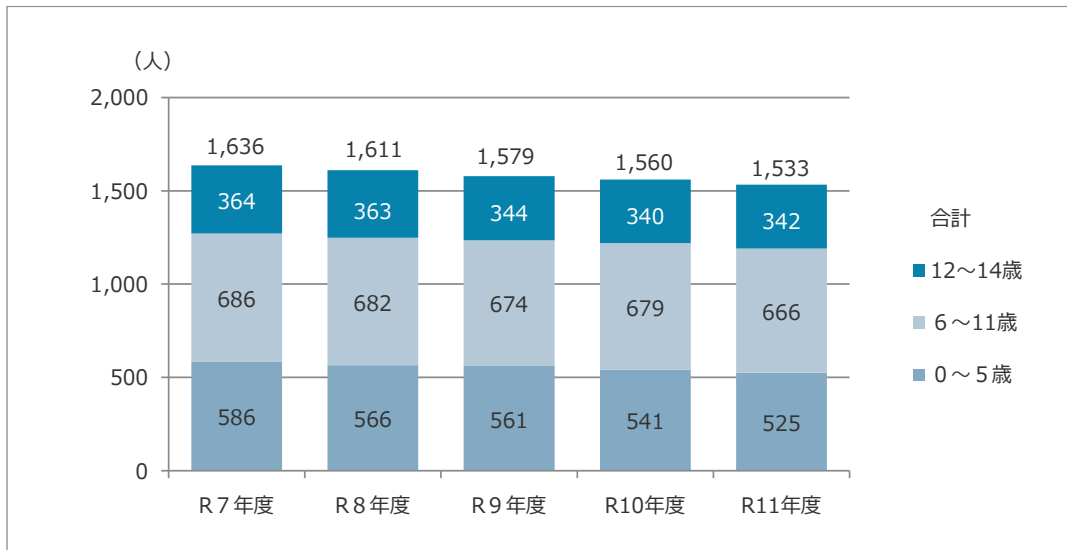
◇年齢3区分別人口割合の推移◇



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

0～14歳人口の将来推計をみると、今後も減少傾向で推移することが見込まれ、特に0～5歳人口の減少幅が多いことが見込まれます。

◇0～14歳人口の将来推計◇

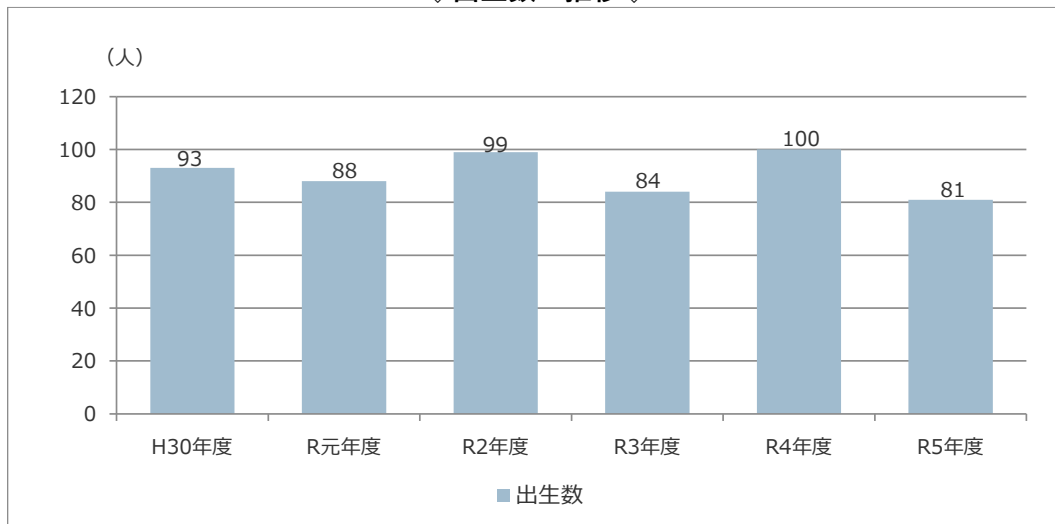


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）に基づく推計

(2) 出生数の推移

平成30年度以降の出生数は、減少と増加を繰り返して90人前後で推移しており、令和5年度には81人となっています。

◇出生数の推移◇

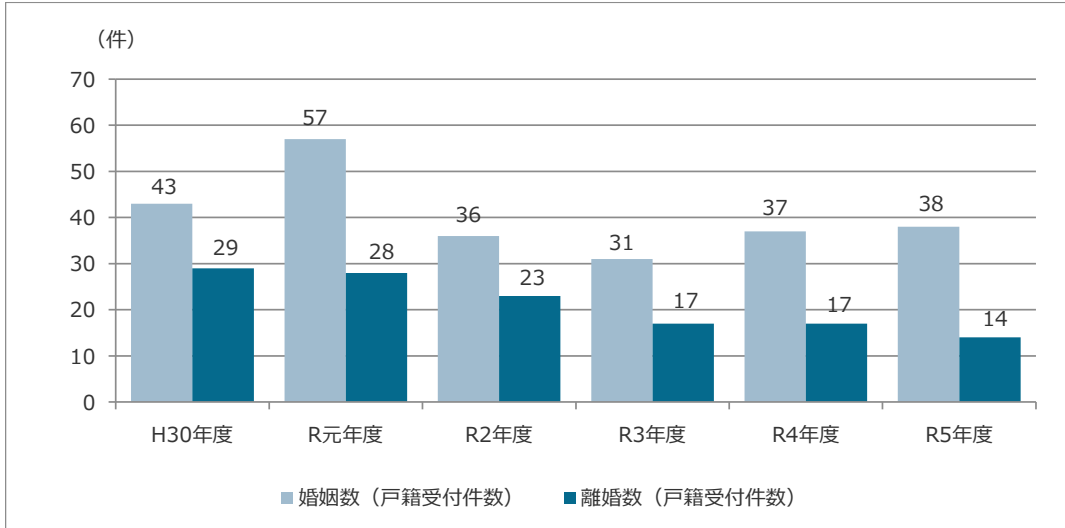


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

(3) 婚姻等の状況

平成30年度以降の婚姻数についてみると、婚姻数は令和元年度の57件をピークに減少し、近年は30件台で推移しています。また、離婚数は概ね減少傾向にあり、令和5年度には14件となっています。

◇婚姻数・離婚数の推移◇

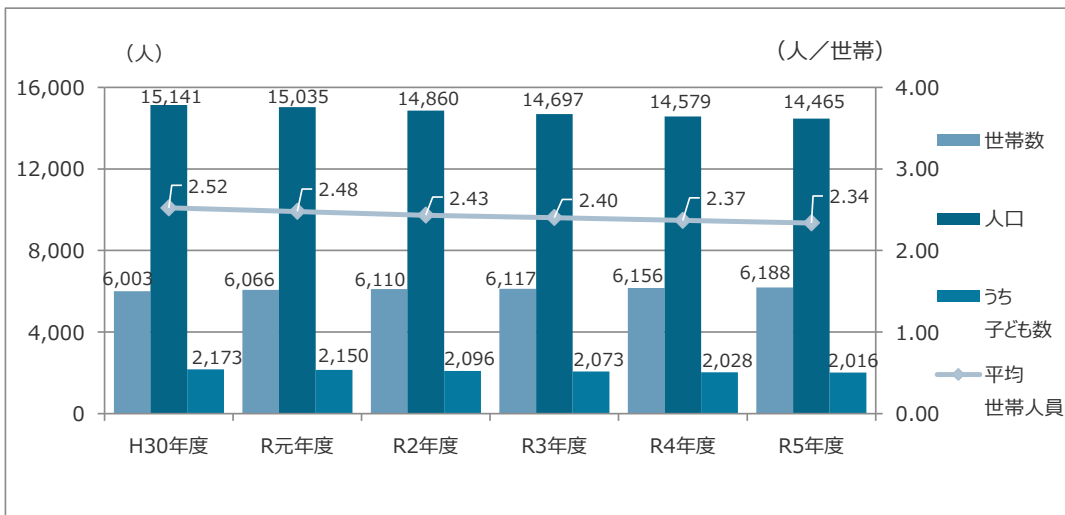


資料：人口動態統計

(4) 世帯の推移

当町の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は増加していますが、平均世帯人員、子ども数はともに減少傾向にあります。(子ども数は0～18歳未満で集計)

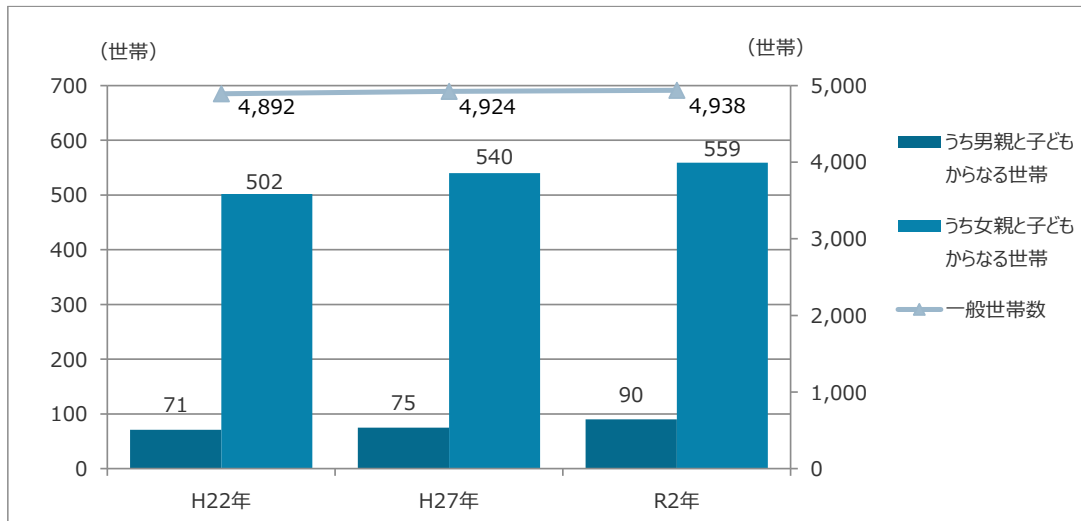
◇世帯数と平均世帯人員数の推移◇



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

また、ひとり親世帯数の推移をみると、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯ともに増加傾向にあります。

◇ひとり親世帯数の推移◇

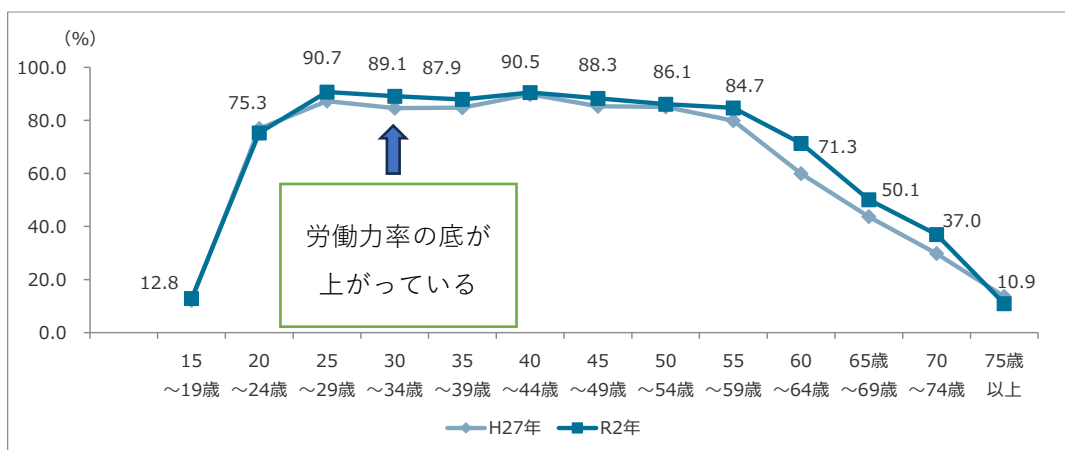


資料：国勢調査

(5) 女性の年齢別労働力率

当町における女性の労働力率をみると、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ち着いた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは緩和し、台形になりつつあることがうかがえます。

◇女性の労働力率の推移◇



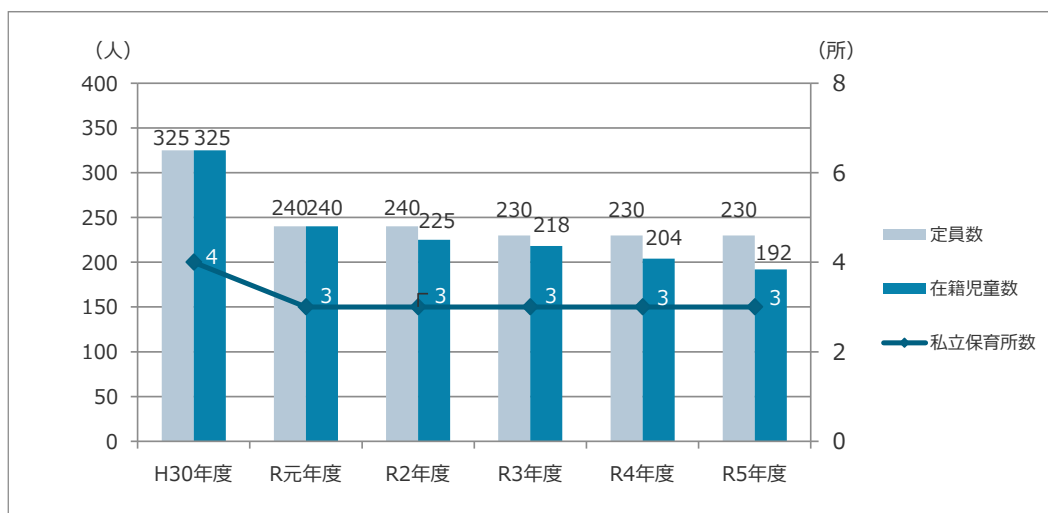
資料：国勢調査

2. 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 保育所の状況

当町における保育所は、令和5年度において私立保育所が3所で、定員数は230人、在籍児童数は192人となっています。

◇保育所の状況◇

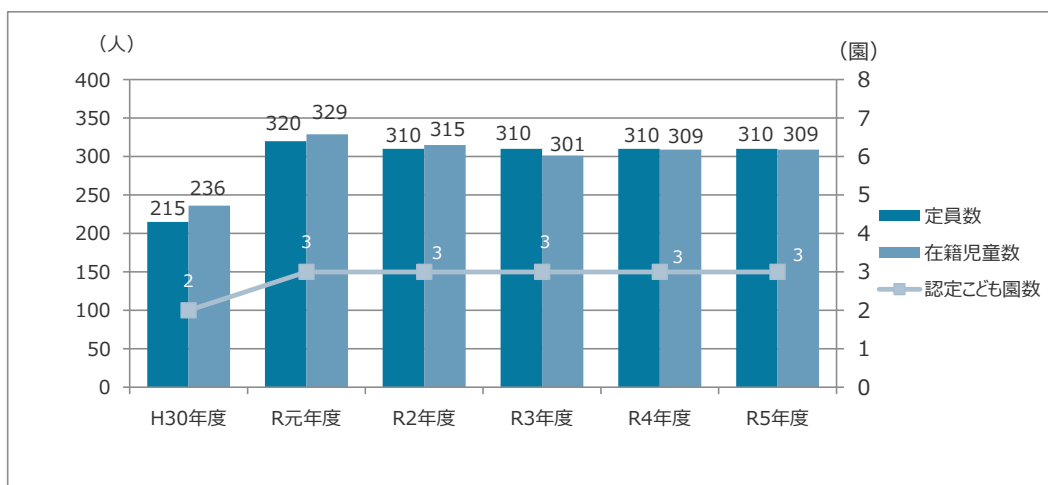


資料：保育所等利用待機児童数調査（各年10月1日）

(2) 認定こども園の状況

当町における認定こども園は、令和5年度において3園で、定員数は310人、在籍児童数は309人となっています。

◇認定こども園の状況◇

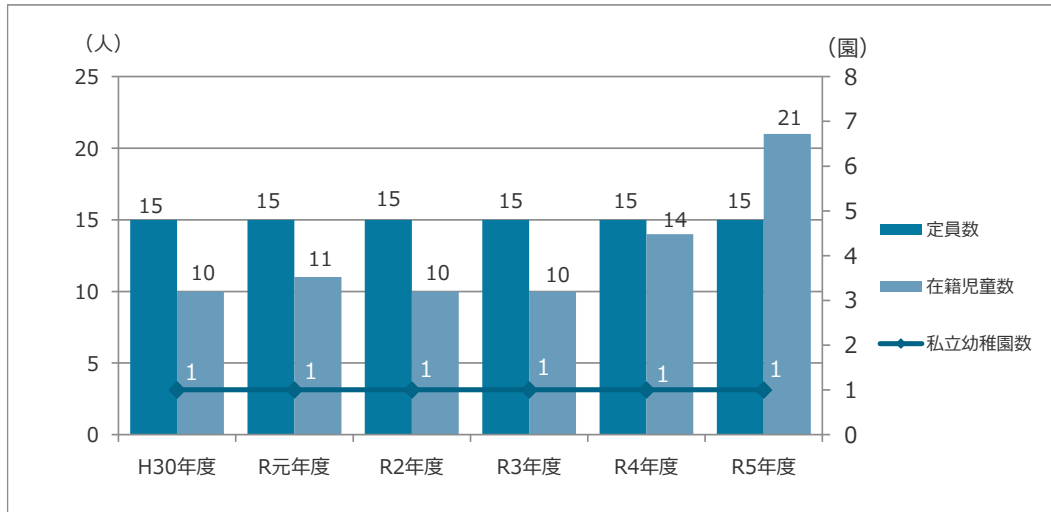


資料：保育所等利用待機児童数調査（各年10月1日）

(3) 幼稚園の状況

当町における幼稚園は、令和5年度において1園で、在籍児童数は近年において増加傾向にあります。

◇幼稚園の状況◇

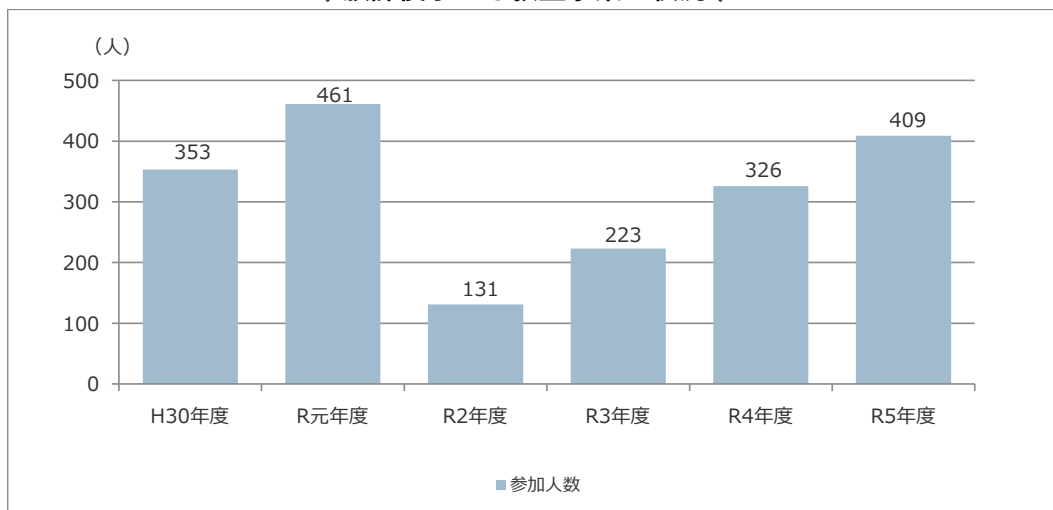


資料：保育所等利用待機児童数調査（各年10月1日）

(4) 放課後子ども教室事業の状況

当町においては2か所において放課後子ども教室事業を実施しており、新型コロナウイルスの影響による事業の縮小等により、令和2年度は大きく減少しましたが、その後は増加しており、令和5年度には参加人数は409人となっています。

◇放課後子ども教室事業の状況◇

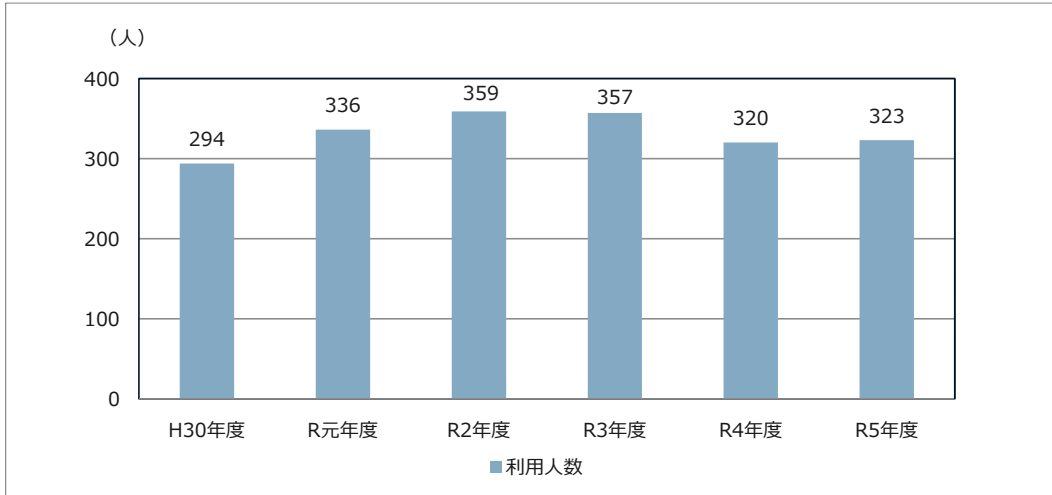


資料：文化センター調べ

(5) 放課後児童クラブの推移

当町における放課後児童クラブについては、平成30年度以降、令和2年度まで増加していましたが、令和3年度に減少に転じ、令和5年度には323人の利用となっています。

◇放課後児童クラブの推移◇

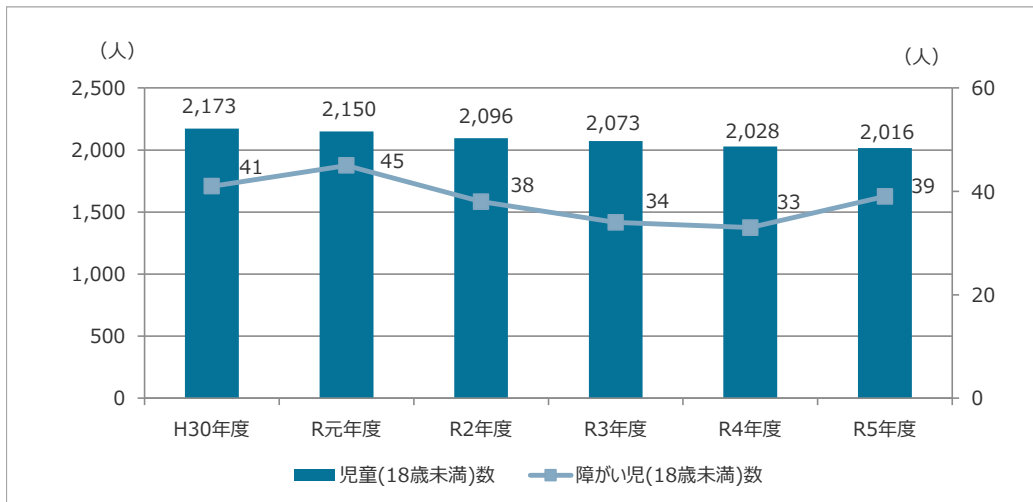


資料：住民課調べ（各年4月1日）

(6) 障がい児数の推移

当町における障がい児（18歳未満）数は、児童（18歳未満）数が減少する中において、令和5年度には増加に転じ、39人となっています。

◇障がい児数の推移◇

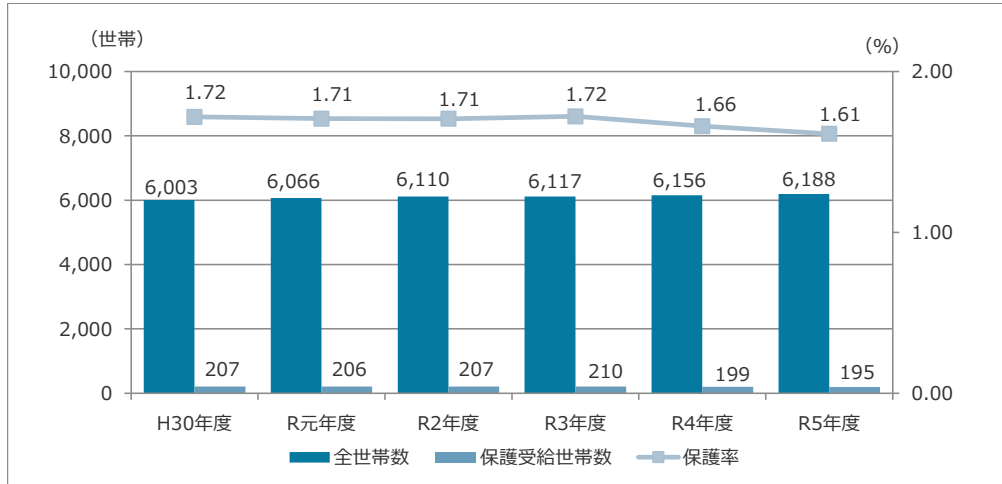


資料：福祉課調べ（各年4月1日）

(7) 生活保護世帯数の推移

当町における平成30年度以降の生活保護受給世帯数は、200世帯前後で推移しており、令和5年度には195世帯となっています。また、保護率はほぼ横ばいで推移していましたが、近年においては減少傾向で推移しています。

◇生活保護世帯数の推移◇



資料：福祉課調べ（各年4月1日）

(8) こども食堂・学習支援

当町における令和5年度のこども食堂は2か所、学習支援は1か所で実施しています。

3. アンケート調査結果の概要

(1) 数値の基本的な取り扱いについて

本調査は、「第3期藤崎町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）策定のための基礎資料として、対象となる児童の保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

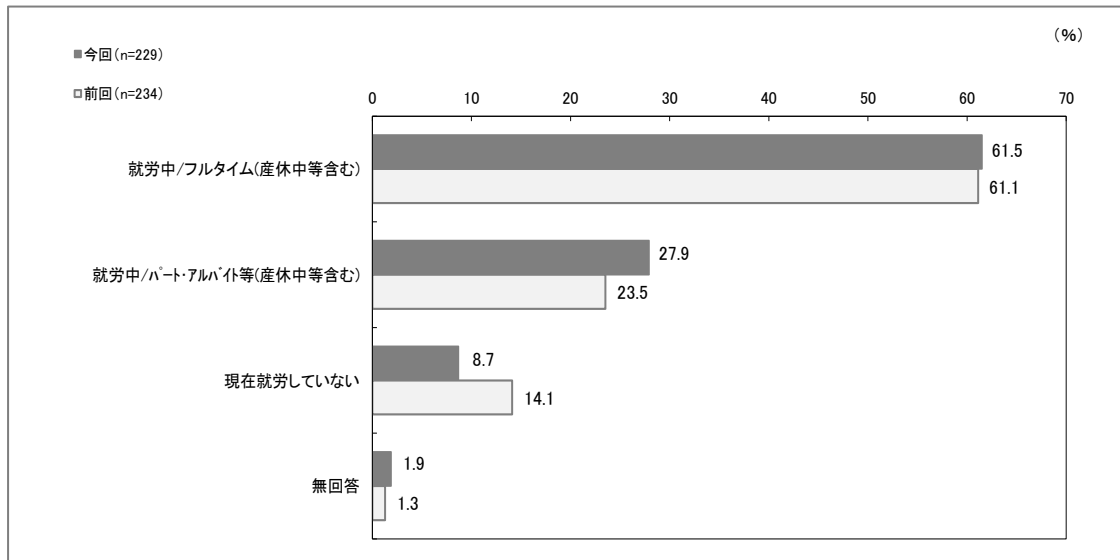
- 比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は、“n = ○○○”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問であり、従って各回答の合計比率は100%を超える場合があります。
- 前回調査とは、平成30年に実施した「藤崎町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」のことです。

(2) 調査結果の概要

①母親の就労状況（就学前児童）

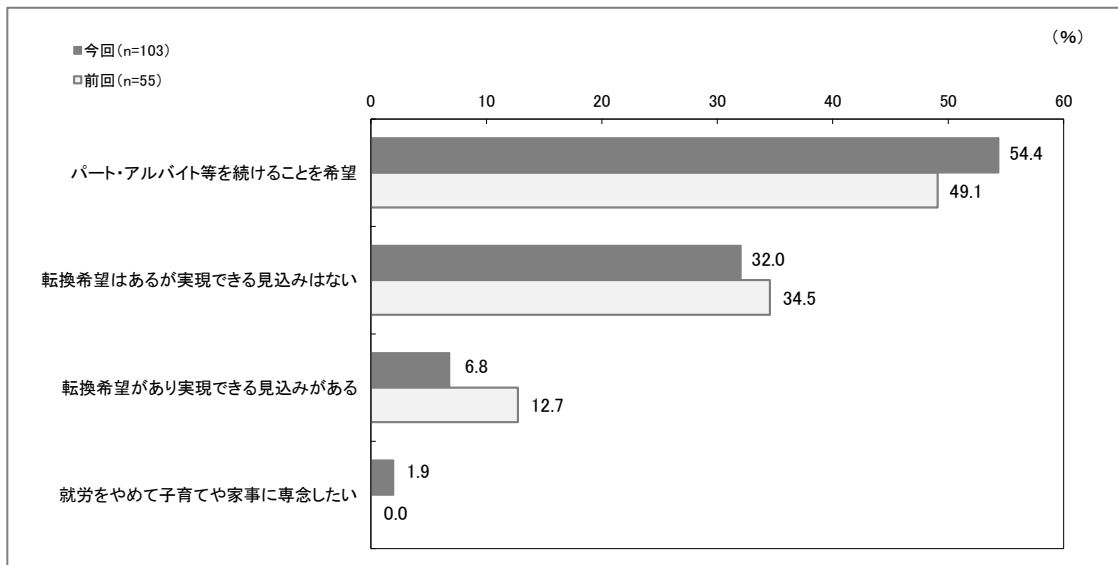
母親の現在の就労状況については、「就労中／フルタイム（産休中等含む）」（61.5%）が最も多く、以下、「就労中／パート・アルバイト等（産休中等含む）」（27.9%）、「現在就労していない」（8.7%）となっています。前回調査と比較すると、「就労中／パート・アルバイト等（産休中等含む）」が増加しています。

◇母親の就労状況◇



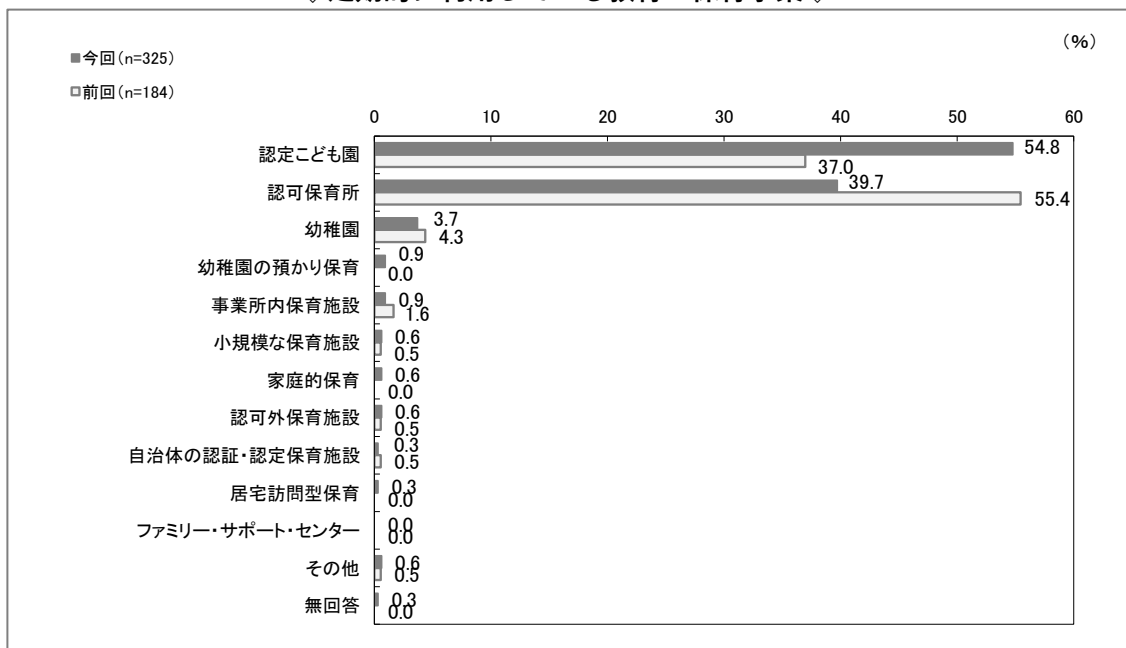
また、フルタイムへの転換希望については、“転換希望はある”(「転換希望があり実現できる見込みがある」と「転換希望はあるが実現できる見込みはない」の合計)が4割弱を占めており、前回調査より減少しているものの、引き続きフルタイムへの転換希望のある母親に配慮した環境づくりが重要といえます。

◇母親のフルタイムへの転換希望◇

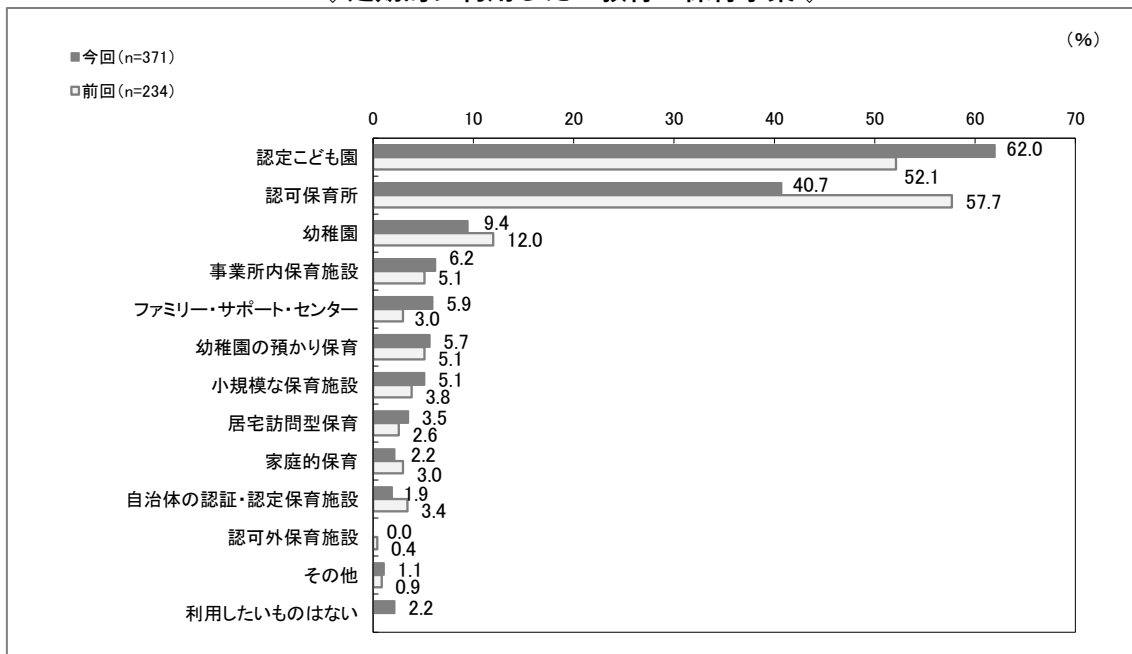


定期的に利用している教育・保育事業については、「認定こども園」(54.8%)が第1位、次いで、「認可保育所」(39.7%)、「幼稚園」(3.7%)などとなっており、前回調査と比較すると、認可保育所から認定こども園への移行がうかがえます。また、定期的にご利用したい教育・保育事業についても、「認定こども園」(62.0%)が第1位、次いで、「認可保育所」(40.7%)、「幼稚園」(9.4%)などとなっており、認定こども園を中心とする施設の充実が重要といえます。

◇定期的にご利用している教育・保育事業◇



◇定期的にご利用したい教育・保育事業◇

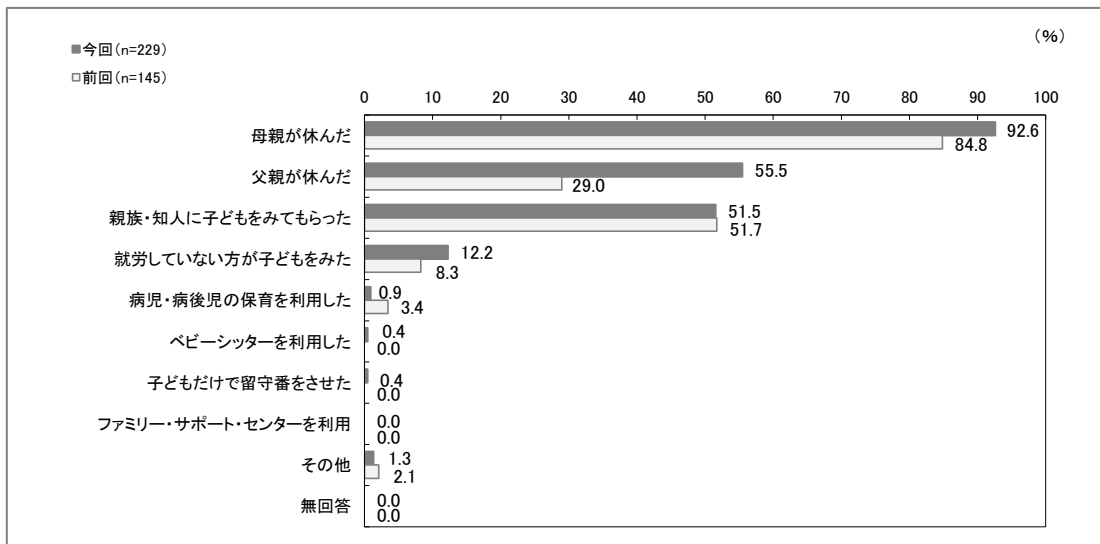


※前回調査では、「利用したいものはない」の選択肢なし

②子どもが病時の際の対処方法（就学前児童）

この1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」(92.6%)が第1位、次いで、「父親が休んだ」(55.5%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(51.5%)、「就労していない方が子どもをみた」(12.2%)などとなっています。前回調査と比較すると、「父親が休んだ」が大きく増加していますが、今回調査でも「母親が休んだ」が第1位となっており、依然として母親の負担が大きいことがうかがえます。

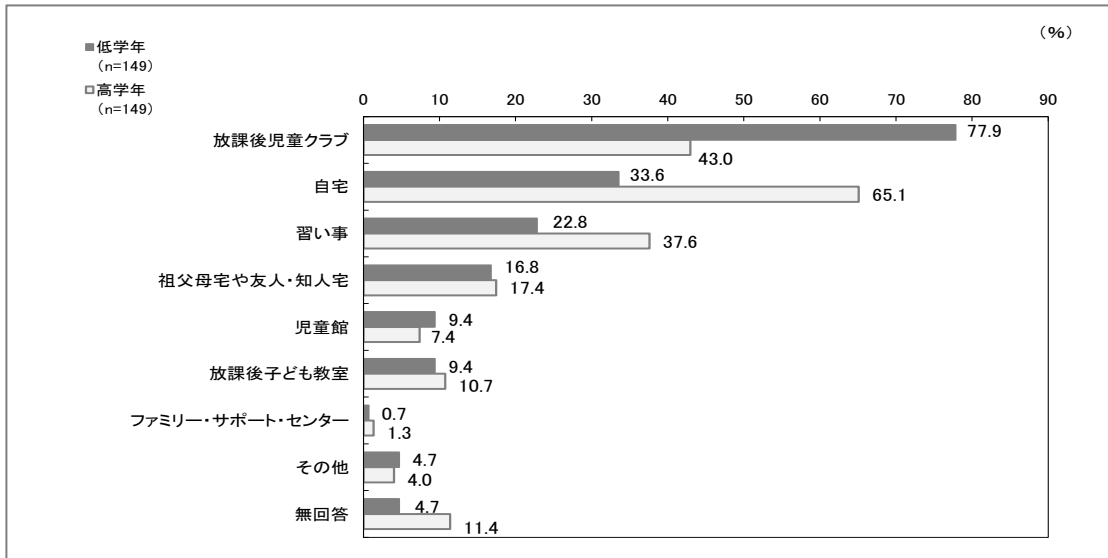
◇子どもが病時の際の対処方法／就学前児童◇



③希望する放課後の過ごし方（就学前児童、小学生児童）

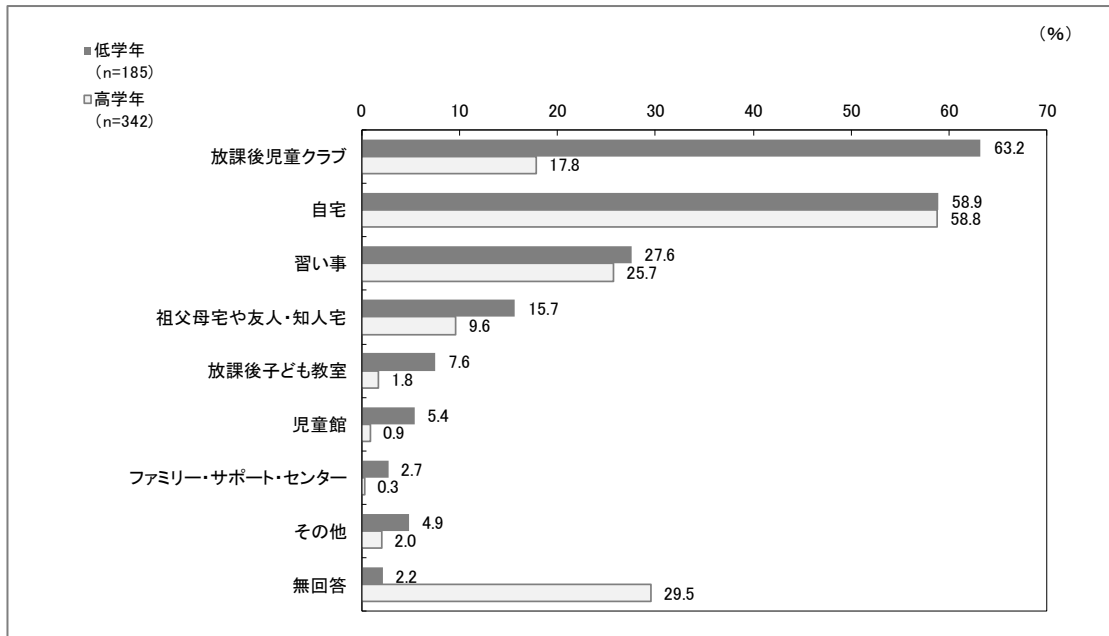
希望する放課後の過ごし方は、就学前児童の低学年（1～3年）では、「放課後児童クラブ」(77.9%)が第1位、次いで、「自宅」(33.6%)、「習い事」(22.8%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(16.8%)、高学年（4～6年）では、「自宅」(65.1%)が第1位、次いで、「放課後児童クラブ」(43.0%)、「習い事」(37.6%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(17.4%)、「放課後子ども教室」(10.7%)となっており、低学年と高学年で利用意向に相違がみられます。

◇希望する放課後の過ごし方／就学前児童◇



放課後の時間を過ごしている場所は、小学生児童の低学年（1～3年）では、「放課後児童クラブ」（63.2％）が第1位、次いで、「自宅」（58.9％）、「習い事」（27.6％）、「祖父母宅や友人・知人宅」（15.7％）、高学年（4～6年）では、「自宅」（58.8％）が第1位、次いで、「習い事」（25.7％）、「放課後児童クラブ」（17.8％）などとなっています。

◇希望する放課後の過ごし方／小学生児童◇



4. 計画の主要課題

当町の現状及び子ども・子育てを取り巻く環境、アンケート調査結果などをもとに、当町の子ども・子育て支援の主要課題をまとめると、次のとおりとなります。

(1) 子育て家庭への総合的な支援

近年の出生数が90人前後で推移し、年少人口の減少が顕著な状況においても、女性の就業率の高まりなどの社会状況の変化に伴い、教育や保育の多様なニーズに対応する必要性が高まっています。

また、少子高齢化や核家族化が進行する中で、地域の子育て家庭の減少や身近な相談相手がないこと等により、子育てに不安や負担を感じる家庭は、今後ますます増加することが予想されることから、子育て家庭の親が心身に負担を感じることなく、子育てのできる支援が重要となります。

さらに、児童数が減少する中での障がい児数の増加、200世帯前後で推移する生活保護世帯、上昇傾向にあるひとり親家庭数の状況等を鑑み、特に配慮が必要な家庭等への支援も重要です。

子ども達が健やかで心豊かに成長していくことができる環境づくりに向けて、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえつつ、一人一人の子どもに質が高くきめ細かな教育・保育環境を提供するとともに、子育てに関する一貫した相談体制を構築するなど、子育て家庭への総合的な支援に取り組む必要があります。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた支援

当町は、津軽地域の中心地である弘前市と隣接する立地環境にあり、また、町内には国道7号と国道339号が通っていることから、町内だけでなく広域での就業も多く、アンケート調査から、働きながら子育てに取り組んでいる家庭が増えている中で、住民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できる社会の実現が求められています。

第2期計画では、ワーク・ライフ・バランスに関する基本目標の達成に留意しながら、子育て家庭の親が仕事を含めた多様な生活を選択できるよう、仕事と生活の調和の視点をもった職場の環境づくりに向けた取組を推進してきました。第3期計画においても引き続き、子育てについて家庭・地域・行政がそれぞれ補完しあえる協力体制を構築していく必要があります。

(3) 子育て・子育てを育む環境づくり

年少人口が減少する中、女性の就労や社会進出の増加、雇用形態の変化や経済的な問題などにより、子育て家庭の保育・教育、子育て支援に対するニーズは多様化しています。

さらに、核家族化や高齢化の進行により、同居親族による支援は難しくなることが見込まれるほか、当町の立地環境から、広域での保育・教育利用が増えることも想定されます。こうしたことから、環境の変化や当町の特徴を踏まえ、多様化する子育て家庭のニーズを適切に把握し、量を確保すると同時に質の確保にも努めながら、保育・教育、子育て支援事業を提供する必要があります。

また、放課後の居場所対策については、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の提供・拡充が課題となっていることから、次代を担う人材を育成するため、居場所・活動の場づくりに努める必要があります。

(4) 安心・安全な子育てのまちづくり

近所づきあいの希薄化など子どもや子育て家庭を取り巻く環境が時代とともに変化する中、地域ネットワークの弱体化が進み、育児の負担が母親に集中する「育児の孤立化」といった状況が危惧される場所であり、地域における子育て力の醸成が一層重要となっています。

また、子どもが事故や犯罪に遭うことを防止するため、安全なインフラの整備、防犯・防災対策、コミュニティの強化が求められます。

さらに、アンケート調査から、母親に負担の集中する子どもの病時の対応も課題となっており、引き続き広域での病児・病後児保育事業の実施についてのPRや医療体制の更なる充実を図るとともに、当町における病児保育の実施を推進し、子育て家庭の緊急時の不安解消に努める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な視点

(1) 子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とした上で、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることを目指します。

(3) 地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を支えるという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たすことを目指します。

(4) こども基本法の目的と統合的な次世代育成支援対策

令和5年に施行されたこども基本法の目的である、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、各種施策の展開を図ります。

2. 基本理念

子どもの健やかな成長のためには、子どもを育てる親（保護者）や家庭が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりが重要となります。

そのためには、保育サービスをはじめとする子育て支援事業を整備するとともに、子どもの健全育成に向けた取組を総合的に推進する必要があります。同時に、地域住民も子ども達を見守り、次代へつなぐ役割を担うことが大切です。

◇基本理念◇

未来を担う子ども達をみんなで支え、
安心して生み育てることのできるまち

そこで「未来を担う子ども達をみんなで支え、安心して生み育てることのできるまち」を基本理念とし、その実現に向けて次の4つの基本目標を掲げ、当町の子育て支援について、地域とともに取り組みます。

基本目標1：全ての子育て家庭への支援の充実

全ての子育て家庭が安心して子育てできるよう、関係機関・地域との連携を強化し、子育て支援事業の充実を目指します。

基本目標2：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

同居家族をはじめ、近隣の親族、住民、事業所が子育てを支援する意識をもち、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス：一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、社会的な責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会）の実現を目指します。

基本目標3：学びを通して親子が育つ環境づくり

学校教育をはじめ、課外活動や社会活動への参加を通じて、親子が成長する環境づくりを目指します。

基本目標4：安心・安全な子育てのまちづくり

子どもを事故や犯罪から守り、安全な遊び場の確保と地域の環境美化等に努め、子どもを安心して育てられる環境をつくることを目指します。

3. 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、次のように施策を定めます。

◇施策体系◇

基本目標	施策
1 全ての子育て家庭への支援の充実	(1) 地域子育て機能の強化
	(2) 母子保健・医療サービスの推進
	(3) 健康教育の促進
	(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減
	(5) ひとり親家庭等への支援
	(6) 特別な配慮を要する児童への支援
	(7) 児童虐待防止対策の推進
	(8) 子どもの貧困対策の推進
	(9) ヤングケアラーへの対応
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	(1) 多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実
	(2) 教育・保育サービスの質の向上への取組
	(3) 放課後児童への対策
	(4) 就労環境の整備促進
3 学びを通して親子が育つ環境づくり	(1) 子どもの個性や可能性を伸ばす教育の充実
	(2) 文化活動の促進
	(3) 学校教育の充実
	(4) 生涯学習の推進
	(5) スポーツ活動の促進
4 安心・安全な子育てのまちづくり	(1) 安心して外出できる環境づくり
	(2) 交通安全教育の推進
	(3) 子どもを守る防犯対策
	(4) 住環境の整備

第4章 子育て支援施策の展開（次世代育成支援対策）

基本目標1：全ての子育て家庭への支援の充実

1-1 地域子育て機能の強化

地域子育て支援拠点の設置や利用者支援、地域支援などにより、子育ての孤立感や不安感を軽減し地域全体で子育てを支える基盤を構築します。

《 施策の取組 》

1-1-1 子育てサークル活動 (住民課)

主に就学前の子どもをもつ家庭の親子を対象として、子育て親子が気軽に、自由に利用できる交流の場において、子育て親子間の交流を深める取組です。

当町では、地域子育て支援センターにおいて複数のサークルが活動しており、引き続き活動を支援します。

1-1-2 相談窓口の設置（子育てに関する相談窓口）（住民課、福祉課、学務課）

育児相談、教育相談の窓口は、子どもの発達や年齢、内容に応じて、それぞれの所管課が対応しています。

今後も関係部署との連携を図り、子育て支援機能の強化を図ります。

1-1-3 家庭教育支援事業 (生涯学習課)

これから保護者となる方や子育て中の保護者の方を対象に、子育てに関する学習機会を提供する家庭教育講座（子育て・親育ち講座）や、子育てに関する悩みに対応する家庭教育相談（子育てなんでも相談）などを実施し、家庭教育を支援します。

1-1-4 地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進

(住民課)

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を推進します。

1-1-5 子育てに関する情報提供 (住民課)

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、広報等で子育てに関する意識啓発等を進めます。

1-1-6 保育所・認定こども園・幼稚園地域活動事業 (住民課)

地域に開かれた社会資源として、保育所・認定こども園・幼稚園の有する専門的機能を地域住民のために活用することを目的に、世代間交流や異年齢児交流など、幅広い活動を推進します。

1-1-7 ふじさき子育て応援団事業 (住民課)

子育て家庭にやさしい設備・うれしいサービスの提供など、子育て家庭を応援する事業所・団体等を登録し、地域全体で子育て応援の輪を広げます。

1-1-8 こども家庭センターの設置 (住民課、福祉課)

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、児童福祉と母子保健の両分野が一体となった相談支援の窓口として、こども家庭センターを設置します。

出産前から子育て期に係る切れ目ない支援に対応できるよう、相談室や授乳室などの設備の充実を図るほか、専門の職員を配置し、複合的な課題を抱える家庭へ包括的な支援を行います。

1-1-9 子育てワンストップサービス

(マイナンバーカードを活用した電子申請) (住民課、福祉課)

子育てワンストップサービスは、政府が運営するオンラインサービス*であるマイナポータル[※]のサービス検索・電子申請機能、お知らせ機能を活用して導入されたポータルサイト[※]です。今後は、マイナンバーカードの普及とともに、マイナンバーカードを活用した電子申請の整備に努めます。

※オンラインサービス：

ネットワークを通じて提供されるサービスのこと

※ポータルサイト：

様々な情報やサービスを集約して簡単にアクセスするようにまとめた Web 利用の起点となる Web サイトのこと

1-2 母子保健・医療サービスの推進

女性の就労や社会進出等が進んでいることから、生活様式が多様化し、出産年齢も幅広い年代にわたっています。そのような中での妊娠期の健康管理は、安心・安全な妊娠生活を送るために母子ともに非常に重要であり、妊娠期から出産、育児に至るまでの一貫した支援体制の整備が求められます。

このため、安心して出産し、健やかに子育てができるように、健康診査や保健指導などの妊産婦や乳幼児向けの保健サービスを充実させ、未受診者への受診奨励や健診後のフォローアップを行います。

《 施策の取組 》

1-2-1 妊娠届出時健康相談 (福祉課)

保健師が妊娠届出時に、妊娠期を安全に過ごすための知識の普及、ハイリスクの妊婦の把握に努めます。

ハイリスク妊婦*についても継続して支援ができるよう、初回面接後のフォローも実施します。

※ハイリスク妊婦：

母親自身の妊娠期、分娩期、産褥期や赤ちゃんの胎児期、新生児期に危険が生じる可能性がある妊婦

1-2-2 妊婦健診 (福祉課)

妊娠の届出をした妊婦に対して、安全な分娩と健やかな子どもの出生を迎えられるよう、定期健診時の受診券を14回分発行します。

1-2-3 乳児健診 (福祉課)

生後3～4か月児を対象に、年6回開催します。

疾病の早期発見・早期治療を目標に、健診において発育・発達の確認をしながら、子ども達が健やかに育つよう、個別相談にも応じます。

受診率の向上を図るとともに、未受診児への勧奨を行います。

1-2-4 乳児一般委託健診 (福祉課)

委託医療機関で、1歳未満の乳児が無料で健診を2回受診できる券を発行します。乳児の発育・発達の確保のため、利用促進を図ります。

1-2-5 1歳6か月児健診 (福祉課)

1歳7～8か月児を対象に、年6回開催します。

疾病の早期発見・早期治療、また、行動発達上の問題を早期に発見し養育につなげることを目標に、発育・発達の確認をしながら、子ども達が健やかに育つよう、育児支援を行います。さらに、将来の生活習慣病を予防できるよう、生活習慣や食習慣の確立を図ります。

1-2-6 3歳児健診 (福祉課)

3歳7～8か月児を対象に、年6回開催します。

疾病の早期発見・早期治療、また、行動発達上の問題を早期に発見し養育につなげることを目標に、発育・発達の確認をしながら、健やかに育つよう、育児支援を行います。さらに、将来の生活習慣病を予防できるよう適切な生活習慣や食習慣の確立を図ります。

1-2-7 乳幼児健診精密検査 (福祉課)

乳幼児健診の結果、精密検査が必要な子どもに受診票（無料券）を発行して医療機関につなげ、疾病異常が疑われる乳幼児の早期治療や療育の支援を図ります。

1-2-8 予防接種 (福祉課)

2か月以上の乳幼児、児童、生徒を対象に個別で予防接種を実施します。

また、乳幼児、児童、生徒の保護者を対象として、予防接種の種類、効果、受け方等について随時相談に応じます。

1-2-9 小児医療体制の充実・確保に向けた取組 (福祉課)

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組めます。

また、小児救急医療について、県・近隣の市町村及び関係機関との連携を図り、積極的に取り組めます。

1-2-10 障がいの早期発見、早期治療・療育体制の充実 (福祉課)

障がいの早期発見のため、妊婦や乳幼児の健康診査受診率の向上を図るとともに、妊婦から乳幼児まで一貫した健康管理ができる体制づくりを推進します。

また、訪問指導や療育相談、他事業を利用しての相談など、状況に応じた支援で子どもの発達段階に合わせて適切な療育指導を行います。

1-2-11 母子健康相談 (福祉課)

妊産婦、乳幼児とその保護者を対象に毎月実施します。保健師が身体計測後、個別に相談に応じます。

1-2-12 7か月児健康相談 (福祉課)

生後6～8か月児を対象に年6回実施します。生活リズム等月齢の発達に合わせた指導を保健師が行います。

1-2-13 ママサロン (福祉課)

妊産婦、生後3か月以上の乳幼児とその保護者を対象に年12回実施します。育児相談を保健師が行います。

1-2-14 妊産婦・新生児・乳児訪問指導 (福祉課)

保健師がハイリスク妊婦の訪問や出生後2か月くらいまでの新生児・乳児を訪問して、発育・発達状況の確認をしながら育児支援をします。

新生児・乳児訪問については、全員に実施します。

1-2-15 新生児聴覚検査費用助成事業 (福祉課)

新生児の聴覚障害の早期発見・早期治療、また、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的に、新生児聴覚検査の費用を助成します。

1-2-16 相談・指導体制の整備 (福祉課)

健康診断時における疾病の早期発見と行動発達上の問題から起こる生活のしづらさについて、関係機関との連携を図り、適切な指導と助言に努めます。

1-3 健康教育の促進

子どもが健やかに成長するためには、心身の健康がその基盤となることから、当町では、乳幼児期から正しい食生活を身につけ、食を通じて豊かな人間性を育むことを目指して食育を推進します。

また、思春期は身体的・精神的な発達が著しい時期であり、この時期の健康が生涯にわたり影響を与えることが指摘されていることから、正しい知識を身につけ、責任ある行動がとれるように健康教育を促進します。

《 施策の取組 》

1-3-1 食育の推進《離乳食指導》 (福祉課)

7か月児の乳児を対象に、年6回開催します。

栄養士が離乳食の与え方、進め方等の栄養指導を実施します。

1-3-2 食育の推進《幼児栄養指導》 (福祉課)

1歳6か月児健診、3歳児健診時に、栄養士による栄養バランス、糖分の摂取等生活習慣病予防のための栄養指導を実施します。

肥満ややせすぎなど、個々に対応が必要な場合には個別の栄養指導を実施し、早い時期からの正しい生活習慣の形成を目指します。

1-3-3 食育の推進《児童・生徒栄養指導》 (福祉課)

小学生とその保護者を対象に、年2回(夏休み・冬休み)、親子料理教室開催時に実施します。

食生活改善推進員会と栄養士が協力して、調理実習、食事のバランスなど生活習慣病予防のための栄養指導を実施します。

1-3-4 乳幼児歯科保健指導 (福祉課)

1歳6か月児健診、3歳児健診時に、保健師、歯科衛生士による集団指導、個別指導を実施します。

1-3-5 幼児フッ化物塗布事業 (福祉課)

1歳6か月児健診時に希望者へフッ化物塗布を実施し、2歳児にフッ化物塗布の助成券を送付します。定期的にフッ化物塗布をすることで幼児のう歯を予防します。

1-3-6 思春期セミナー (生涯学習課)

中学生を対象に、生命の大切さや性の仕組み、薬物乱用についてなど、思春期の子どもの健康に関わる課題を学びます。

1-3-7 子育て支援アプリ「母子モ」の導入 (福祉課)

当町の子育て支援アプリ「母子モ」で沐浴等の動画をいつでも視聴できるようにし、妊娠・分娩に関する正しい知識や子育てに関する情報を配信します。

1-4 子育て家庭の経済的負担の軽減

世界的な経済の不安定さや物価上昇等の影響により、家計への負担は年々増加しています。国における児童手当の拡充など各種の経済的負担の軽減策は進められていますが、当町における現状を踏まえ、各種制度の活用や運営の効率化、国などへの要望を通じて、子育て家庭の負担軽減に努めます。

《 施策の取組 》

1-4-1 出産祝金(子宝奨励条例) (住民課)

当町に3年以上住所を有し、第2子までの子と生計を同じくする父母が第3子以上の子を出産したときに、出産祝金を支給します。

1-4-2 すくすく子育ておむつ等購入費助成事業 (住民課)

子育てに必要なおむつ等の購入費用の一部を助成します。乳児（0～1歳）に1回、幼児（1～2歳）に1回、助成券を送付します。

1-4-3 幼児教育・保育無償化 (住民課)

教育・保育サービスを利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児の利用料を無償にします。また、3歳児以上の副食費（おやつ、おかず代）を無償にします。

1-4-4 児童手当 (住民課)

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健全な成長に資するため、高校生世代までの子どもを養育している保護者に手当を給付します。

1-4-5 子ども医療費助成事業 (住民課)

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健全な成長に資するため、高校生世代までの子どもの医療費を無償にします。

1-4-6 就学援助費の支給 (学務課)

経済的理由により、就学が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、就学に要する諸経費を援助します。

1-4-7 児童生徒各種競技大会参加補助 (学務課)

各種競技大会へ参加する、児童・生徒・教職員等の派遣費用を補助します。

1-4-8 奨学金の貸与 (学務課)

当町に居住する世帯の高校・短大（専門学校含む）・大学生で、優秀な学生・生徒が経済的な理由により、修学が困難な場合に奨学金を貸与します。

1-5 ひとり親家庭等への支援

当町におけるひとり親家庭は依然として増加傾向にありますが、ひとり親家庭においては、就労などにより時間的な問題を抱えているほか、経済的あるいは社会的な孤立などの懸念があることから、ひとり親家庭の不安や負担の軽減、さらには、自立化を確保するため、相談・支援体制の整備を図ります。

《 施策の取組 》

1-5-1 母子福祉団体への支援（母子寡婦福祉会への協力）（住民課）

母子福祉団体等に対する必要な施策を講ずるように努めます。

1-5-2 ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や情報提供（住民課）

ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策、取組についての情報提供を行います。

1-5-3 ひとり親家庭等医療費助成事業（住民課）

ひとり親家庭等に対して、児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日までの医療費の自己負担分を助成するほか、父又は母等の医療費の一部を助成します。

1-6 特別な配慮を要する児童への支援

障がいに対する認識の向上や診断技術の進歩がみられる中、日本における障がい児数は増加傾向にあります。当町においても増加の兆しがみられ、障がいのある子どもとその家族が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、制度の充実や一人一人の特性や成長に応じた障がい児保育への支援が高まっています。

障がいのある子どもが地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスを充実させ、地域の見守りの中で育っていけるよう配慮します。

《 施策の取組 》

1-6-1 重度心身障害者医療費助成制度（福祉課）

重度障がいのある方が、医療機関等にかかったときの保険診療の自己負担分を助成します。

1-6-2 障がい児保育の実施（住民課）

保育所、認定こども園、幼稚園や放課後児童健全育成事業における障がいのある子どもの受入れを推進するとともに、受け入れ先となる関係機関の支援など、各種子育て支援事業との連携を図ります。

1-7 児童虐待防止対策の推進

児童虐待への対応は、一部の関係者や機関だけでは限界があるため、疑わしい場合は迅速に情報を関係機関に伝え、速やかで的確な対応が求められます。

そのため、児童相談所、警察、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、教育委員会、小児科医、民生委員、主任児童委員等関係機関で構成する虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を設置し、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。

《 施策の取組 》

1-7-1 要保護児童対策地域協議会 （住民課）

児童虐待や複合的な課題を抱える子育て家庭の早期発見と早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携によるネットワークを活用して児童と家族への支援を推進します。また、要保護児童対策地域協議会に調整機関として専門の職員を配置し、人員確保に努めます。

1-8 子どもの貧困対策の推進

日本における子どもの貧困率[※]は、令和4年のデータによるとおよそ9人に1人の割合となっており、先進国の中では高い水準にあります。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、当町においても貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

※貧困率：

平均的な年間可処分所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合

《 施策の取組 》

【教育の支援】

1-8-1 就学援助費の支給（再掲 1-4-6） （学務課）

経済的理由により、就学が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、就学に要する諸経費を援助します。

1-8-2 奨学金の貸与（再掲 1-4-8） （学務課）

当町に居住する世帯の高校・短大（専門学校含む）・大学生で、優秀な学生・生徒が経済的な理由により、修学が困難な場合に奨学金を貸与します。

1-8-3 幼児教育・保育無償化（再掲 1-4-3）（住民課）

教育・保育サービスを利用する3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児の利用料を無償にします。また、3歳児以上の副食費（おやつ、おかず代）を無償にします。

【生活の安定に資するための支援】

1-8-4 こども食堂（住民課）

地域団体や住民の協力とともに無料又は低価格で子どもに食事を提供するほか、学習及び遊びの場と、参加者同士が交流しながら過ごすことのできる安心・安全な居場所を提供することを目的に実施します。

1-8-5 ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲 1-5-3）（住民課）

ひとり親家庭等に対して、児童が18歳に達した日以降における最初の3月31日までの医療費の自己負担分を助成するほか、父又は母等の医療費の一部を助成します。

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

1-8-6 ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や情報提供（再掲 1-5-2）

（住民課）

ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策、取組についての情報提供を行います。

【経済的支援】

1-8-7 児童手当（再掲 1-4-4）（住民課）

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健全な成長に資するため、高校生世代までの子どもを養育している保護者に手当を給付します。

1-8-8 子ども医療費助成事業（再掲 1-4-5）（住民課）

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健全な成長に資するため、高校生世代までの子どもの医療費を無償にします。

1-9 ヤングケアラーへの対応

ヤングケアラーとは、家事や家族の介護などを日常的に行っている18歳未満の子どもをいいます。これらの負担が過度になると、子どもの発達や周囲とのコミュニケーションの形成に影響を及ぼし、子ども自身の成長と生活が阻害されるリスクがあります。

また、ヤングケアラー自身が自分の状況を認識していないこともあり、状況が表面化しにくいことが問題となっていることから、地域全体で子どもを見守る体制づくりと、関係機関が連携した支援体制が必要です。

《 施策の取組 》

1-9-1 要保護児童対策地域協議会（再掲 1-7-1） （住民課）

児童虐待や複合的な課題を抱える子育て家庭の早期発見と早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携によるネットワークを活用して児童と家族への支援を推進します。また、要保護児童対策地域協議会に調整機関として専門の職員を配置し、人員確保に努めます。

1-9-2 認知度を高めるための広報・啓発・研修・情報提供 （住民課）

積極的な情報発信でヤングケアラーについての認知度と知識を高め、学校、PTA、関係団体等と連携して情報共有することで、地域全体で支援する体制を整えます。

また、ヤングケアラー自身が自分の立場を理解し、必要な支援を求めることができるよう、啓発活動を推進します。

基本目標 2：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

2-1 多様なニーズに対応した教育・保育サービスの充実

社会状況の変化等に伴い、教育・保育サービスのニーズは多様化しています。保護者や現場の保育士等の意見を踏まえ、基盤整備を進めます。

《 施策の取組 》

2-1-1 認可保育所 (住民課)

当町には認可保育所が3所あり、保護者が日中就労等のために保育できない就学前児童を適切に保育するため、入所希望状況などに応じた受入れに努めます。

2-1-2 認定こども園 (住民課)

認定こども園とは、(ア) 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、(イ) 地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が認可した施設をいいます。当町には、幼保連携型の認定こども園が3園あります。

2-1-3 延長保育 (住民課)

保護者が仕事などの事情により、午後6時を過ぎても就学前児童の保育ができない場合、保護者に代わって保育をする事業です。

当町では、藤崎保育所、西中野目保育所、小畑保育所、ふじこども園、ときわこども園、みずきこども園の6か所で実施します。

2-1-4 休日保育 (住民課)

保護者の勤務形態の多様化に応じて、日曜日・祝日等に保護者が保育できない就学前児童を保育する事業です。

当町では、藤崎保育所、西中野目保育所、小畑保育所、ふじこども園、ときわこども園の5か所で実施します。

2-1-5 地域型保育事業 (住民課)

地域型保育事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業に分類され、幼稚園・保育所・認定こども園と連携して待機児童の解消や地域の子育て支援機能を維持・確保することを目的としています。主に3歳未満の児童について、市町村の認可を受けた事業主等の事業所、家庭的保育事業者の居宅その他の場所において、保育士や家庭的保育者による保育を行う事業です。現在、当町では、認可を受けた事業主・事業者等はありませんが、本事業に参入しやすい環境づくりに努めます。

2-1-6 産休・育休明けの保育所等利用への支援 (住民課)

保育が必要な子どもの健やかな育成に寄与するため、産休・育休明けに円滑に保育所等を利用できるよう、入所等について相談に応じるほか、情報提供を行います。

2-2 教育・保育サービスの質の向上への取組

教育・保育サービスについては、量的のみならず、質的な充実も求められています。サービスの情報提供、評価制度の導入などを検討し、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに取り組めます。

《 施策の取組 》

2-2-1 サービスの質の向上のための積極的な情報提供 (住民課)

保育サービスの利用による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

2-2-2 評価等の仕組みの導入・実施への取組 (住民課)

保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等について検討します。

2-2-3 幼児教育の充実 (住民課)

基本的な生活習慣を身につけることを基本に、子どもの成長に応じた一人一人の個性や豊かな心を育むことの大切さといった発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・認定こども園等の特色を活かしながら、教育環境の中核である教員・保育教諭の資質の向上を図り、幼児教育の充実に努めます。

2-3 放課後児童への対策

子育て家庭にとって、放課後における児童の安全で安心な居場所の確保は重要な課題の1つです。多様な活動の提供と人材の確保・育成を促進し、親が安心して働き続けることができるよう、学童期の教育・保育サービス等の拡充に取り組みます。

《 施策の取組 》

2-3-1 放課後児童対策パッケージ

(住民課、生涯学習課)

令和6年12月に国が策定した「放課後児童対策パッケージ」を受け、当町においても、子どものウェルビーイングの向上と共働き・共育ての推進を図り、次代を担う人材を育成するため、全ての小学校就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進します。

両事業の計画的な整備等の推進に当たり、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づく取組等について、次のとおり本計画に盛り込みます。

①学童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

ア 全ての小学校区において小学6年生までを対象に学童クラブを実施し、学校教育に支障が生じない限り、放課後等に一時的に使われていない小学校の特別教室等を活用して、小学校内で学童クラブが実施できるよう努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	359人	359人	347人	342人	337人
確保方策					
登録人数A	359人	359人	347人	342人	337人
施設数	7か所	7か所	7か所	5か所	5か所
受入可能人数* B	359人	359人	347人	342人	337人
過不足 (B - A)	0人	0人	0人	0人	0人

※受入可能人数とは、藤崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤崎町条例第24号）第9条第2項による専用区画の基準を満たす人数とします。

学童クラブ	実施場所	専用区画面積	受入可能人数
藤崎小学校学童クラブ (支援の単位：2)	藤崎小学校併設専用施設	151.2 ㎡	91 人
	ふれあいずーむ館	108.2 ㎡	65 人
中央小学校学童クラブ (支援の単位：2)	中央小学校併設専用施設	134.8 ㎡	81 人
	中央小学校特別教室	240.0 ㎡	145 人
常盤小学校学童クラブ (支援の単位：3)	常盤小学校併設専用施設	112.6 ㎡	68 人
	常盤生涯学習文化会館	207.9 ㎡	126 人
	常盤小学校特別教室	304.2 ㎡	184 人
計		1,258.9 ㎡	760 人

②一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の達成されるべき目標事業量

ア 令和 10 年度までに、当町の全ての小学校で一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室が実施できるよう検討します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
一体型の実施校数	1 校	1 校	1 校	3 校	3 校

③放課後子ども教室の実施計画

ア わんぱく広場（藤崎小学校区、藤崎中央小学校区）及び子どもふれあい教室（常盤小学校区）の実施を継続します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
わんぱく広場 (藤崎小学校区、 藤崎中央小学校区)	8 教室	8 教室	8 教室	8 教室	8 教室
子どもふれあい教室 (常盤小学校区)	8 教室	8 教室	8 教室	8 教室	8 教室

※現在、藤崎小学校区と藤崎中央小学校区を合わせて 1 つの提供区域で放課後子ども教室を実施していますが、提供区域の増（それぞれの小学校区を提供区域にできないか）について検討します。

④学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

ア 藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会において、共通プログラムの内容・実施日等を検討し、学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を推進します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一体型の実施校数	1校	1校	1校	3校	3校
連携型の実施校数	2校	2校	2校	0校	0校

⑤小学校の余裕教室等の学童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

ア 学童クラブの実施場所が手狭となっていることから、藤崎小学校、藤崎中央小学校、常盤小学校（以下「3小学校」という。）の特別教室を活用した学童クラブの実施について検討します。

イ 藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会において、3小学校の余裕教室等を活用した放課後子ども教室の実施について検討します。

⑥学童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る住民課と教育委員会の具体的な連携に関する方策

ア 藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会において、共通プログラムの内容・実施日等を検討し、学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施を推進します。（④再掲）

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方針

ア 学童クラブの利用申込みや小学校との連携、保護者と学童保育支援員の情報共有により、児童のアレルギー、持病、障がい、特別支援教室への在籍等を把握し、町と学童クラブ事業者との打合せや学童クラブ長会議において、特別な配慮を必要とする児童への対応策を検討し、実施します。

イ 特別な配慮を必要とする児童が、要支援児童又は要保護児童と認められるときは、要保護児童対策地域協議会でその対応策を協議します。

⑧地域の実情に応じた学童クラブの開所時間への対応

ア 学童クラブの開所時間は、小学校開校日は放課後から午後7時まで、土曜日及び長期休業日（夏、冬、春休み）は、午前7時30分から午後7時までとしています。

イ 保護者の広域での就業が多いことから、土曜日や長期休業日の開始時刻の利用希望について、保護者の意見・要望を調査しながら、実情に合わせた対応を検討します。

⑨学童クラブの質をさらに向上させていくための方策

ア 学童クラブの質の向上に資するため、毎年度、学童保育支援等に対する研修を実施し、学童保育支援員等に受講させます。

イ 青森県が実施する、放課後児童支援員等資質向上研修の受講を推進します。

ウ 提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにするとともに、利用者等からの信頼の獲得と向上を図るため、第三者評価制度の実施に努めます。

⑩学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ア 学童クラブが発行する「学童だより」において、分かりやすく事業内容を周知します。また、保護者の送迎時や連絡ノートを活用し、利用児童一人一人の様子を伝えます。

イ 地域に対しては、町の広報やホームページを活用し、学童クラブの事業内容を周知します。

2-3-2 学童保育事業（放課後児童クラブ） （住民課）

保護者が日中、就労等のために家庭にいない小学生が安心・安全に過ごせるよう、学童保育を実施し、放課後の居場所を提供します。

また、放課後児童対策の総合的な拠点として、中学校区又は小学校区ごとに実施場所を統合できないかを検討します。

2-3-3 放課後子ども教室 （生涯学習課）

主に土曜日に、小学生を対象としたスポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民と放課後児童クラブとの交流活動等を実施します。

2-3-4 子ども総合学習塾 （学務課）

小学生を対象として、土曜日と長期休暇を利用し、子ども達の知・徳・体の充実及びグローバルな人材育成のため、弘前大学と連携しながら、総合的な学習の場を提供します。

2-4 就労環境の整備促進

国では、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、長時間労働の深刻化といった課題に対応するため、働き方改革を推進し、労働者が多様で柔軟な働き方を選択できる社会を目指しています。

男性を中心に、育児休業制度の取得や定着が十分とはいえないことから、育児休業制度の普及・活用の促進や、男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう働きかけます。

《 施策の取組 》

2-4-1 意識改革推進のための広報・啓発・研修・情報提供 (関係各課)

労働者、事業主、地域住民等へ「多様な働き方、男性を含めた働き方の見直し」の意識改革を推進するための広報・啓発・研修・情報提供等について、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。

2-4-2 仕事と子育ての両立支援のための整備体制、関係法令の広報等

(関係各課)

仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法令等の広報・啓発、情報提供等について、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。

基本目標 3：学びを通して親子が育つ環境づくり

3-1 子どもの個性や可能性を伸ばす教育の充実

子ども一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすために必要な教育を提供するという視点に立ち、学校が地域や社会と連携しながら、創造性を育み、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う取組を推進します。

《 施策の取組 》

3-1-1 子ども会リーダー研修の開催 (生涯学習課)

小学4～6年生を対象に実施します。

子ども会のリーダーとしての心構えと資質の向上を図り、自然に親しみながら体験学習を通して、たくましさや自信に満ちたリーダー育成を目的に開催します。

3-1-2 乳幼児とふれあう機会を広げる取組 (各関係機関)

中学生が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、認定こども園、幼稚園、また、関係機関の協力を得ながら、乳幼児とふれあう機会を広げる取組を推進します。

3-2 文化活動の促進

文化活動は、コミュニケーション能力の向上や感性と情操の発達、自己肯定感の向上や文化理解と地域愛の醸成といった子どもの成長と発達に多くのメリットをもたらします。公民館や図書館事業を活用して、豊かな想像力と言語力の育成を支援するとともに、当町の「歴史」を大切に、貴重な伝統文化を子ども達に継承するための事業の充実を図ります。

《 施策の取組 》

3-2-1 子どもの読書活動の推進 (図書館)

子どもの読書活動を推進するため、図書館で読み聞かせボランティア、読書ボランティア等が、様々な内容の話を絵本・語り（ストーリーテリング）・紙芝居・人形劇などで紹介します。

※おはなしのとびら（年7回実施）

おはなしつくしんぼ（年1回・4～5月）

夏の夜のおはなし会（年1回・7月）

おはなしボックス（年1回・10～11月）

おはなしおさんぼ（町内保育所、認定こども園、幼稚園：年1回訪問）

クリスマスお話し会（年1回・12月）

おはなし会（年4回～5回実施）

3-2-2 図書館延長デー (図書館)

図書館の開館時間を、6月～8月の毎週水曜日に午後5時から1時間延長して午後6時までとします。

3-2-3 ブックスタート事業 (図書館)

年6回、「ブックスタート友の会」の協力により、乳児健診の合間を利用して絵本を2冊プレゼントします。また、会場で絵本を紹介・展示し、赤ちゃんと一緒に絵本を開くひとときの楽しさや大切さを伝える活動をします。

3-2-4 子ども映画鑑賞会 (図書館)

小学生を対象に、夏季休業と冬季休業に図書館で所蔵している児童向け昔話・童話作品等を上映する事業です。

3-2-5 職場体験・見学会受入れ (図書館)

中学生、高校生を対象に、職場体験の受入れや小学生を対象とした図書館見学会等を実施し、生徒・児童が図書館で仕事等を実際に体験することにより、生涯学習の拠点となる図書館活動の推進を図ります。

3-3 学校教育の充実

生きる力や知・徳・体のバランスの育成、自ら学ぶ力と社会の変化に柔軟に対応できるたくましい人間の育成を目指すとともに、協働的な学びの力を育むなど、各学校がその特質を活かした教育を推進します。

また、思春期は身体的・精神的な発達や変化が著しい時期であり、この時期の健康が生涯にわたり影響を与えることが指摘されていることから、正しい知識を身につけ、責任ある行動がとれるように育成します。

さらに、いじめなどの原因により、不登校になってしまった児童・生徒を支援する取組を実施します。

《 施策の取組 》

3-3-1 外部人材の協力による学校教育の活性化 (学務課)

ゲストティーチャー（指導者として特別に学校に招いた一般の人々）などの外部人材の協力により学校教育の活性化に取り組みます。

また、町内の小学校、中学校で外国語指導助手（ALT^{*}）派遣による英会話の学習を推進します。

※ALT：

Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手をいいます。

3-3-2 道徳教育の充実 (学務課)

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし得るよう、高齢者との交流や社会福祉の体験活動を推進し、豊かな心を育みます。

3-3-3 教職員研修事業 (学務課)

専門性を高め、教育活動の充実を図るための研究会・講習会・講演会等を実施します。

3-3-4 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (学務課)

児童・生徒の悩みに寄り添い、問題行動やいじめ、不登校などの諸問題を未然に防止、解決するための支援を行います。

3-3-5 特別支援学級への支援 (学務課)

教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のため、障がいの程度に応じた環境の整備を行い、「学び」の環境を整えます。また、特別支援教育支援員を配置し、自立とたくましく生活していく力を育むとともに、その基盤としての基本的な生活習慣の形成と定着を図ります。

3-3-6 薬物乱用防止教育の推進 (学務課)

小・中学生を対象に、薬物が人体に及ぼす悪影響について正しい知識と理解を深めるよう、関係機関と連携を図りながら、予防教育を実施します。

3-3-7 喫煙予防教育の推進 (学務課)

小・中学生を対象に、喫煙が人体に及ぼす悪影響について正しい知識と理解を深め、自分自身の健康に関心をもつよう、予防教育を実施します。

3-3-8 食の体験学習事業 (学務課)

食を通じて、食文化の継承を図ることや自然の恵み並びに勤労の大切さを理解してもらうため、小学校で田植えや野菜づくり、りんご栽培の体験学習を実施します。

3-3-9 中学校職場体験事業 (学務課)

中学生が地元の職場を体験することにより、働くことの意義を学ぶなど、将来的な地元就職につながる支援を行います。

3-3-10 中学生国際交流事業 (学務課)

次代を担う中学生が外国での生活を通して異なる文化や伝統を見聞きして理解を深め、国際感覚を養うことにより、積極的にコミュニケーションを図り、社会に貢献できる人材の育成と語学活動の充実に資するために実施します。

3-3-11 いじめ問題等対策事業 (学務課)

児童・生徒との信頼関係を基本とし、学校と家庭との情報交換を密にして、いじめに対する共通理解と共通行動を図ります。

また、いじめ問題対策連絡協議会及び審議会を設置し、いじめ防止等の対策について総合的かつ効率的に関係機関と連携を図ります。

3-3-12 不登校対策事業 (学務課)

学校に行きたくても行けない子ども達の「居場所」として適応指導教室を開設し、勉強と遊びの支援をしながら、通室することで生活リズムを整えます。

3-4 生涯学習の推進

生涯学習は、早期かつ多様な学習習慣の形成、社会の変化に対応する力の育成と自己実現といった個人の成長だけでなく、社会全体の発展にも寄与することから、地域の自然や人材を活かしながら、次代を担う子ども達の多様な生涯学習機会の創出に努めます。

《 施策の取組 》

3-4-1 生涯学習ボランティア・社会教育団体のリーダー育成 (生涯学習課)

地域子ども教室推進事業の運営により、地域のボランティア、リーダーを活用し、人員の養成を図ります。

3-4-2 学習関連施設の連携と学習情報の収集 (生涯学習課)

地域の学習情報の収集・広報を行い、子どもの体験活動に寄与することを目標に、放課後子ども総合プラン運営委員会との連携を継続します。

3-4-3 地域に根ざした自発的な学習活動の推進 (生涯学習課)

地域の講師・題材による講座を開催します。また、放課後子ども総合プラン運営委員会と連携し、活動を充実させます。

3-4-4 生涯学習拠点施設（文化センター）の機能充実 (生涯学習課)

放課後子ども総合プラン運営委員会に対し、活動拠点を提供するとともに、ホームページの内容を充実させ、生涯学習活動に寄与します。

3-5 スポーツ活動の促進

スポーツ活動は、身体の発達だけでなく、精神的な健康、社会性の発達、学業成績の向上にも寄与することが期待されています。

学校教育の場などにおいて、自分の体をいたわることの大切さ、運動等を通じた体を鍛える必要性、性の違いなどを理解し、子ども達自身で管理できるよう支援します。

《 施策の取組 》

3-5-1 総合型地域スポーツクラブの指導者の育成の推進 (生涯学習課)

生涯スポーツ・レクリエーション各種目の指導者の育成を推進します。

3-5-2 スポーツ・レクリエーション指導者の養成 (生涯学習課)

部活動やスポーツ少年団活動の状況を踏まえながら、指導者をはじめとした、地域のスポーツ環境の整備を図ります。

3-5-3 学校のスポーツ環境の整備

(学務課)

すぐれた指導者の育成と確保、指導方法の工夫や改善等を進め、体育の授業やスポーツ行事を充実させるとともに、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

基本目標4：安心・安全な子育てのまちづくり

4-1 安心して外出できる環境づくり

子どもや保護者が安心して外出できるように、カーブミラーやガードレール、防犯灯などの整備を行うほか、公共施設のバリアフリー化を推進します。

《 施策の取組 》

4-1-1 防犯灯等の防犯設備の整備の推進 (関係各課)

通学路や公園等における防犯灯等の整備を推進します。また、公共施設等の防犯設備の整備を推進します。

4-1-2 公共施設等のバリアフリー化 (関係各課)

全ての人が、安全で快適に利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化[※]を推進します。

※バリアフリーとは本来、障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われています。ここでのバリアフリー化は、子ども・障がい者・高齢者の方も含め、誰もが安心して公共施設等を利用できるよう、建物内の段差をなくす、手すり等を取り付けるという意味が含まれています。

4-2 交通安全教育の推進

子ども達を交通事故から守るためには、大人だけでなく子ども自身が事故の危険性や注意点を理解するための交通安全教育が必要です。

保育所・認定こども園・幼稚園等の幼児については幼児教育・保育の場を利用し、小学生以上については学校教育の場を利用しながら、関係機関との連携を図り、交通安全教育の運動を進めます。

《 施策の取組 》

4-2-1 交通安全推進事業 (総務課)

各種団体とともに街頭での啓蒙活動を実施し、安全運転の普及に努めるとともに、交通安全標識等の整備を推進します。

また、通学路に交通整理員を配置し、児童が安全に道路を通行するために必要な誘導を行い、通学時における交通事故抑止に努めます。

4-2-2 交通安全教室事業 (総務課)

ボランティア団体と連携して、保育所・認定こども園・幼稚園や小中学校において交通安全教室を開催し、交通ルールの習得や事故防止の運動を進めます。

4-3 子どもを守る防犯対策

近年、インターネットや SNS を介した犯罪が増加し、子どもが巻き込まれる事案も発生しています。

当町においては各機関による安全確保のための施策を実施していますが、犯罪の多様化、巧妙化等に伴い、子どもを犯罪から守るためには、より充実した安全対策が求められています。

関係機関との連携を密にするとともに、地域住民の自主的な安全意識の高揚のもと、地域ぐるみの協働による安全の確保を図ります。

《 施策の取組 》

4-3-1 防犯ネットワーク事業 (総務課)

子どもを犯罪などの被害から守るため、関係機関団体との情報交換・連携により情報を共有することで防犯対策のネットワークの構築を図り、犯罪の抑止に努めます。

4-3-2 防犯パトロール事業 (総務課)

学校付近や通学路等において、PTA などの学校関係者や防犯ボランティアの関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。

4-3-3 防犯ボランティア活動の推進 (総務課)

子どもが安心して暮らせる環境を確保するため、学校、警察、PTA、町内会、関係団体等が連携した防犯ボランティア活動を推進するとともに、子どもの緊急時の避難場所の整備について検討します。

4-3-4 声かけリーダーの養成 (生涯学習課)

青少年健全育成県民運動及び命を大切にする心を育む県民運動の推進を図るため、県知事が全市町村に認定する「命を大切にする心を育む『声かけリーダー』」を対象として、その職務に必要な知識を習得し、自主的な活動を効果的に進めるための研修を行い、リーダーを養成する事業の推進に努めます。

地域全体で子ども達に声をかけ、人間関係の結びつきや地域の一員として認められているという安心感を子ども達に与えるとともに、命の大切さについて伝えていくことを目的に活動計画を作成し、あいさつ運動や見守りなど、地域ぐるみの声かけ事業の推進に取り組みます。

4-4 住環境の整備

住環境は、地域社会の持続可能性のみならず、子どもの健やかな成長に大きく影響するものです。

町では、住宅マスタープランの策定を図り、町営住宅の改修、建て替え計画を進めるとともに、若年層の定住促進を見据え、新たな住宅団地の整備や持ち家取得・新規定住者への支援など、多目的な住環境施策の推進に努めます。

《 施策の取組 》

4-4-1 公営住宅確保の支援

(建設課)

子育て家庭の中でも特に低所得者やひとり親家庭等に対し、公営住宅等の確保を支援します。

第5章 量の見込みと提供体制

「子ども・子育て関連3法」の制定により新制度へ移行したわが国の子ども・子育て支援は、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指しており、町は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

町は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、それに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっていることから、現在の利用状況や保護者に対するニーズ調査結果を踏まえて、計画期間（令和7年度～11年度）における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、確保の方策を設定します。

1. 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出に当たっては、国が示す手引きに従い、保護者に対するアンケートによる利用希望把握調査等（ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

(2) 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。

潜在的な家庭類型とは、今後の就労意向（現在、就労していない母親が、すぐにも、もしくは1年以内に就労したいと思っている等）を反映させたものです。

【資料編参照】

(3) 各事業における「量の見込み」の算出方法

【資料編参照】

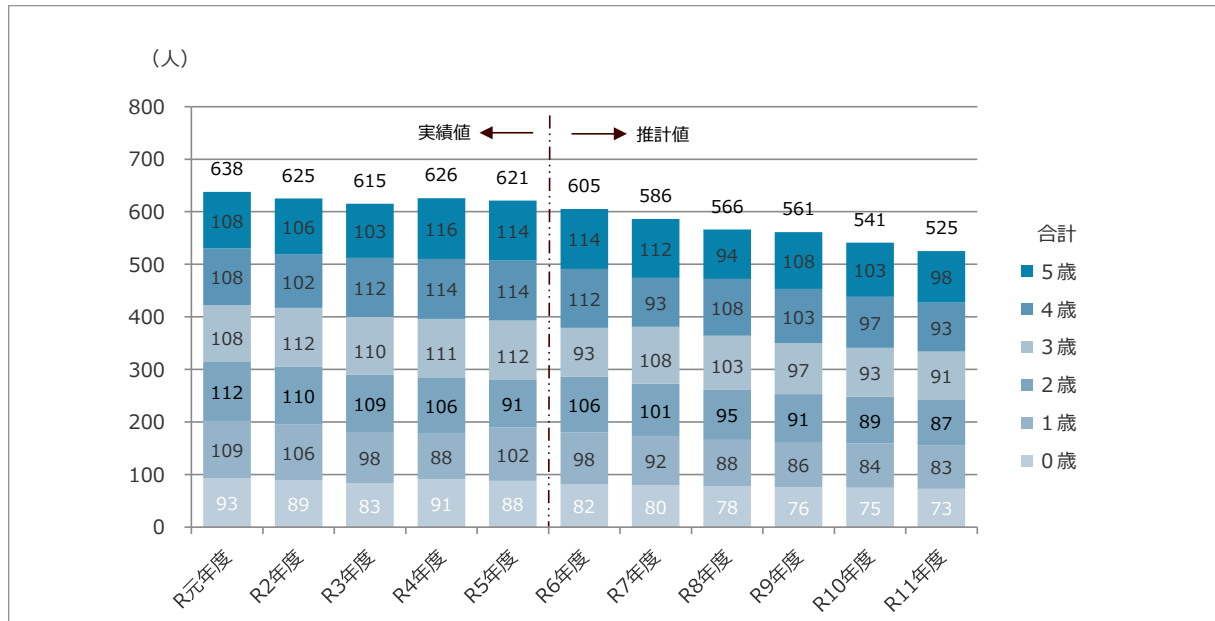
2. 児童数及び子育て家庭の今後の見通し

(1) 児童数の見込み

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。

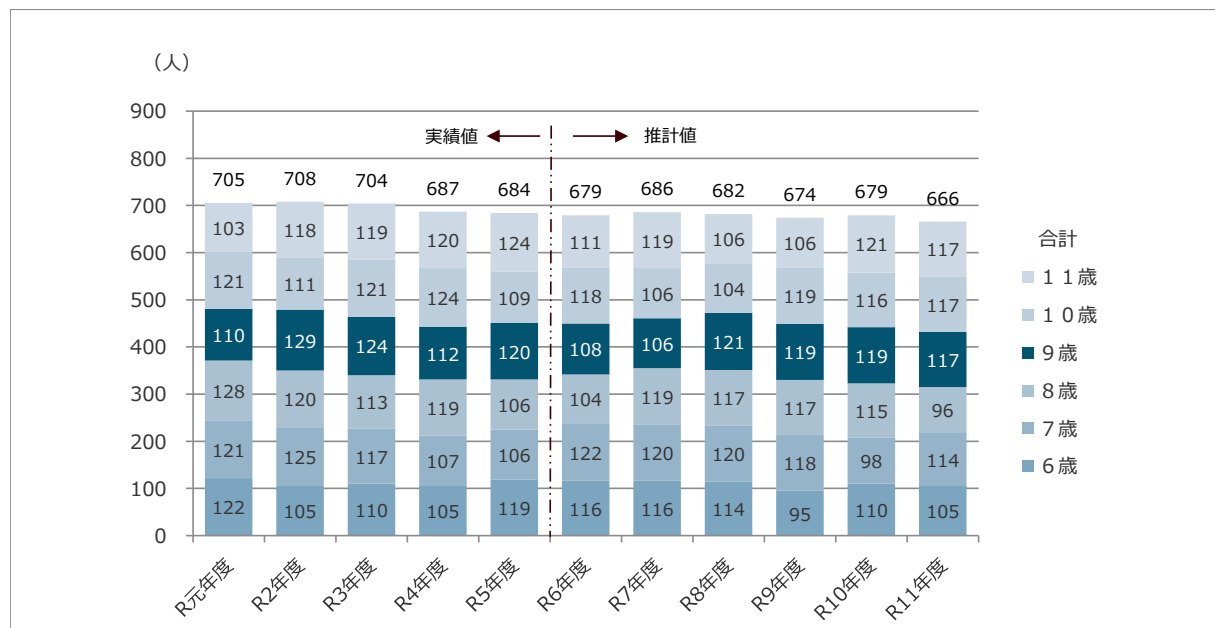
計画期間における推計では、0～5歳児は減少、6～11歳児は減少と増加を繰り返して推移することが見込まれています。

◆児童数の推移（0～5歳）◆



(住民基本台帳) 各年4月1日

◆児童数の推移（6～11歳）◆



(住民基本台帳) 各年4月1日

◇児童数の推移（0～11歳）◇

（単位：人）

	実 績					推 計					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	93	89	83	91	88	82	80	78	76	75	73
1歳児	109	106	98	88	102	98	92	88	86	84	83
2歳児	112	110	109	106	91	106	101	95	91	89	87
3歳児	108	112	110	111	112	93	108	103	97	93	91
4歳児	108	102	112	114	114	112	93	108	103	97	93
5歳児	108	106	103	116	114	114	112	94	108	103	98
6歳児	122	105	110	105	119	116	116	114	95	110	105
7歳児	121	125	117	107	106	122	120	120	118	98	114
8歳児	128	120	113	119	106	104	119	117	117	115	96
9歳児	110	129	124	112	120	108	106	121	119	119	117
10歳児	121	111	121	124	109	118	106	104	119	116	117
11歳児	103	118	119	120	124	111	119	106	106	121	117
0～5歳	638	625	615	626	621	605	586	566	561	541	525
6～11歳	705	708	704	687	684	679	686	682	674	679	666

注：実績は住民基本台帳

[児童数の推計方法（変化率法）]

令和元年～令和5年（住民基本台帳）の人口実績を用いて、直近2年の年齢ごとの変化率（例0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計する方法で推計を行っています。

3. 教育・保育提供区域の考え方について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

(2) 藤崎町における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

当町において、今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果、アンバランスな施策配置になる可能性があります。

また、地域子育て支援センター、病後児保育事業の実施施設は町内に1か所となっているため、利用者の公平で多様な選択という視点にも配慮する必要があります。

その他、新たな保育所、認定こども園、幼稚園等の設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

こうしたことから、それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「町全域」とします。

(3) 教育・保育提供区域の設定

子どものための教育・保育給付の認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、次のとおり設定します。

(子どものための教育・保育給付の提供区域とその考え方)

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳児） 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	町全域	<p>区域数が多い（区域が狭い）場合は、町全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。</p> <p>一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、町全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。</p> <p>そのため当町は、町全域を1つの区域とすることが、町全体のニーズに対応できるため、提供区域を「町全域」とします。</p>
2号認定（3～5歳児） 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの		
3号認定（0～2歳児） 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの		

(地域子ども・子育て支援事業の提供区域とその考え方)

事業名	提供区域	考え方
利用者支援事業 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	町全域	本事業は、現在、町福祉課窓口と地域子育て支援センターで実施しており、当町においてサービス不足が生じないようにするため、提供区域を「町全域」とします。
地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	町全域	地域子育て支援センターは、現在、1か所で開催しています。幼稚園、保育所、認定こども園の子育て支援機能との連携も重要であることから、これらと同様の提供区域が望ましいと考え、提供区域を「町全域」とします。

事業名	提供区域	考え方
<p>妊婦健康診査</p> <p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業</p>	町全域	母子保健活動に係る事業は、細かな区域を設定することにはなじまないと考え、提供区域を「町全域」とします。
<p>乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業</p>	町全域	町の保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、全町的に取り組んでいるため、提供区域を「町全域」とします。
<p>養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業</p> <p>養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業及び要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業</p>	町全域	<p>養育支援訪問事業は、町の保健師等が対象者の居宅に訪問する事業であり、全町的に取り組んでいるため、提供区域を「町全域」とします。</p> <p>要保護児童等に対する支援に資する事業は、現在、要保護児童対策地域協議会が全町的に取り組んでいるため、提供区域を「町全域」とします。</p>
<p>子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）</p> <p>保護者が疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業</p>	町全域	現在町で行っていない事業であり、今後検討する上で、「保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について保護を行う」という事業の性質上、細かな区域設定はなじまないと考え、提供区域を「町全域」とします。
<p>子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）</p> <p>子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p>	町全域	現在町で行っていない事業ですが、類似の事業として、藤崎町社会福祉協議会が「子育て応援ネット事業」として、黒石市・平川市ファミリー・サポート・センターと連携し、子育て家庭の見守り体制の充実を図っています。今後事業を検討する上で、当町においてサービス不足が生じないようにするため、提供区域を「町全域」とします。
<p>一時預かり事業</p> <p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p>	町全域	保育所等の開所時間において実施する事業であり、幼児教育、保育と一体となる事業であるため、子どものための教育・保育給付の提供区域と同じく、「町全域」とします。
<p>延長保育事業</p> <p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業</p>	町全域	保育所等の開所時間の前後の時間において、保育を行う事業であり、保育と一体となる事業であるため、子どものための教育・保育給付の提供区域と同じく、「町全域」とします。

事業名	提供区域	考え方
<p>病児・病後児保育事業</p> <p>病児について、病院・保育所等の付設の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業</p>	町全域	<p>現在藤崎保育所で病後児保育事業を実施していますが、当町においてサービス不足が生じないようにするため、提供区域を「町全域」とします。また、「弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、弘前市が行う病児・病後児保育事業も利用可能とします。</p>
<p>放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)</p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業</p>	小学校区	<p>放課後児童クラブの利用対象となる小学生の教育提供区域(小学校区)を考慮するとともに、現在小学校区ごとに学童クラブ(放課後児童クラブ)を設置していることから、提供区域を「小学校区」とします。</p>
<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業</p>	町全域	<p>世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を行う事業であり、区域設定にはなじまないと考えます。</p>
<p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <p>多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業</p>	町全域	<p>新規事業者の参入促進に関する事業であり、当町において事業実施の必要性の有無を検討する必要がありますが、事業の性質上、全町的な取組となると考えます。</p>
<p>子育て世帯訪問支援事業</p> <p>訪問支援員が家庭を訪問し、家事や子育てに対する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどを支援する事業</p> <p>【新規】</p>	町全域	<p>専門の職員が対象者の居宅に訪問する事業であり、全町的に取り組むため、提供区域を「町全域」とします。</p>
<p>児童育成支援拠点事業</p> <p>家庭や学校に居場所のない児童に対して、安心して過ごせる場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談、食事の提供などを行う事業【新規】</p>	町全域	<p>児童やその家族が抱える問題をサポートする事業であるため、細かな区域を設定することにはなじまないと考え、提供区域を「町全域」とします。</p>
<p>親子関係形成支援事業</p> <p>児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて支援を行う事業【新規】</p>	町全域	<p>児童やその保護者等を支援する事業であるため、細かな区域を設定することにはなじまないと考え、提供区域を「町全域」とします。</p>

事業名	提供区域	考え方
<p>妊婦等包括相談支援事業</p> <p>妊娠期から出産・子育てまでの間、妊婦やその家族が安心して過ごせるように支援するための取組であり、地方自治体を中心となって支援を提供する事業【新規】</p>	町全域	母子保健活動に係る事業は、細かな区域を設定することにはなじまないと考え、提供区域を「町全域」とします。
<p>産後ケア事業</p> <p>出産後の母親と赤ちゃんの心身の健康を支えるための取組で、出産後の女性が心身ともに健康を保ち、安心して子育てができるように支援する事業【新規】</p>	町全域	母子保健活動に係る事業は、細かな区域を設定することにはなじまないと考え、提供区域を「町全域」とします。
<p>こども誰でも通園制度</p> <p>保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、全ての子育て家庭を対象としており、子どもの成育環境を整備し、家庭とは異なる経験や同世代の子ども達とふれあう機会を提供することを目的とした事業【新規】</p>	町全域	保育所等の開所時間において実施され、保育と一体となる事業であるため、子どものための教育・保育給付の提供区域と同じく、「町全域」とします。

4. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

(1) 1号認定・2号認定（3歳以上、幼稚園、認定こども園を利用希望）

【見込み量の考え方】

(1号認定)

- 保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

(2号認定で幼稚園利用希望が強い)

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員総数)	23人	22人	22人	21人	21人
1号認定	23人	22人	22人	21人	21人
2号認定					
幼児期の学校教育の利用 希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策					
特定教育・保育施設	23人	22人	22人	21人	21人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 2号認定（保育所・認定こども園）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員総数)	279人	272人	275人	262人	252人
確保方策					
特定教育・保育施設	279人	272人	275人	262人	252人
幼稚園＋預かり保育	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 3号認定（0歳児）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (必要利用定員総数)	43人	42人	41人	40人	39人
確保方策					
特定教育・保育施設	43人	42人	41人	40人	39人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 3号認定（1、2歳児）

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。

【量の見込み／確保の方策】

≪ 1 歳 ≫

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	94 人	90 人	88 人	86 人	85 人
確保方策					
特定教育・保育施設	94 人	90 人	88 人	86 人	85 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
企業主導型保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

≪ 2 歳 ≫

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (必要利用定員総数)	90 人	85 人	82 人	80 人	78 人
確保方策					
特定教育・保育施設	90 人	85 人	82 人	80 人	78 人
地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
企業主導型保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 基本型として地域子育て支援センター（藤崎保育所）、児童福祉と母子保健の両分野の一本的な相談支援としてこども家庭センターで実施することを踏まえて設定します。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策					
利用者支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て相談機関	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 全ての家庭類型の0～2歳で、地域子育て支援センターを利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数（月当たり日数×12月）を乗じて算出した年間延べ人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	222人日	212人日	206人日	202人日	198人日
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※地域子育て支援センター（藤崎保育所）で実施することとする。

※単位「人日」は、年間延べ人数を表しています。

(3) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績をもとに設定しています。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	81人	84人	73人	69人	67人
確保方策	医療機関で実施	医療機関で実施	医療機関で実施	医療機関で実施	医療機関で実施

※推計児童数（0歳）を量の見込みとする。

※健診回数は、一人当たり14回である。量の見込みの単位が「人回」となるときは、上記の数値に14を乗じて算出することとする。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提

供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 推計児童数（0歳）を事業量とします。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	93人	83人	85人	81人	82人
確保方策	町保健師が実施	町保健師が実施	町保健師が実施	町保健師が実施	町保健師が実施

※推計児童数（0歳）を量の見込みとする。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【見込み量の考え方】

- これまでの実績から訪問率を算定し、推計児童数を乗じて算出します。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14人	8人	4人	6人	8人
確保方策	町保健師が実施	町保健師が実施	町保健師が実施	町保健師が実施	町保健師が実施

②要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【確保の方策】

- 子育て支援担当課（調整機関）を中心に、関係機関との連携強化を図ります。
- 調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化のため、研修等への積極的参加を促します。
- 地域に対し、町の広報やホームページを活用し、本事業を周知します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 全ての家庭類型の0～5歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「子育て短期支援事業(ショートステイ)」を利用したことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。
- 現在実績はありませんが、問い合わせはあるため、引き続き利用へのニーズを把握し、事業の必要性について検討します。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策					
延べ人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数（小学生）に乗じて算出します。
- 利用実績に基づき算出しています。今後は社会福祉協議会と連携して、事業内容についての周知及び利用促進に努めます。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保方策					
延べ人数	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※現在、社会福祉協議会が自主事業として実施している。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型

【見込み量の考え方】

(1号認定による不定期利用)

- 1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

(2号認定による定期利用)

- 2号認定に該当する人で、現在幼稚園を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出します。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
1号認定	1,251 人日	1,302 人日	1,342 人日	1,369 人日	1,383 人日
2号認定	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
合計	1,251 人日	1,302 人日	1,342 人日	1,369 人日	1,383 人日
確保方策					
延べ人数	1,251 人日	1,302 人日	1,342 人日	1,369 人日	1,383 人日
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※1号認定は推計値、2号認定はこれまでの実績（0人）から算出する。

※藤崎幼稚園で実施することとする。

- ② 在園児対象型以外、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【見込み量の考え方】

- 全ての家庭類型の0～5歳で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、1号認定による不定期利用分及び「ベビーシッター」、「その他」分を除いて算出した年間延べ人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	478人日	462人日	458人日	441人日	428人日
確保方策					
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	478人日	462人日	458人日	441人日	428人日
子育て援助活動支援 事業(病児・緊急対応型 を除く)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) ※夜間預かり	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

※子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型を除く）及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、ニーズなし。

※藤崎保育所、西中野目保育所、小畑保育所、ふじこども園、ときわこども園、みずきこども園で実施することとする。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、保育所、認定こども園を18時以降も利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	203人	196人	194人	187人	182人
確保方策					
実人数	203人	196人	194人	187人	182人
施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

※藤崎保育所、西中野目保育所、小畑保育所、ふじこども園、ときわこども園、みずきこども園で実施することとする。

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、子どもが病気やケガで保育所、認定こども園、幼稚園等が利用できなかったことがあり、「父親」もしくは「母親」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育を利用した」、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。
- 潜在的なニーズが多数ありますが、実際の利用状況が少ないため、事業について保護者への周知、推進を図っていきます。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	11人日	11人日	11人日	10人日	10人日
確保方策					
病児保育事業	11人日	11人日	11人日	10人日	10人日
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※藤崎保育所で病後児保育事業を実施することとする。

※弘前市が行う病児・病後児保育事業により、町施設による確保方策の不足分を補うこととする。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

- 低学年及び高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「学童クラブ（放課後児童クラブ）」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	359人	359人	347人	342人	337人
1年生	98人	96人	80人	93人	88人
2年生	100人	100人	99人	82人	95人
3年生	79人	77人	77人	76人	64人
4年生	45人	51人	51人	51人	50人
5年生	31人	30人	35人	34人	34人
6年生	6人	5人	5人	6人	6人
確保方策					
登録人数	359人	359人	347人	342人	337人
1年生	98人	96人	80人	93人	88人
2年生	100人	100人	99人	82人	95人
3年生	79人	77人	77人	76人	64人
4年生	45人	51人	51人	51人	50人
5年生	31人	30人	35人	34人	34人
6年生	6人	5人	5人	6人	6人
施設数	7か所	7か所	7か所	5か所	5か所

※藤崎小学校併設専用施設、ふれあいずーむ館（借上げ）、中央小学校併設専用施設、中央小学校特別教室（借上げ）、常盤小学校併設専用施設、常盤生涯学習文化会館（借上げ）、常盤小学校特別教室（借上げ）で実施することとする。

※令和10年度での常盤小学校併設専用施設と常盤生涯学習文化会館、常盤小学校委特別教室の統合（専用施設面積の拡大）を検討する。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

- 令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化において、1号認定子どもと2号認定子どもの主食費・副食費は利用者負担とされたところですが、当町では、令和6年 10 月から3歳児以上の副食費を無償にしています。(上限あり)

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【量の見込み／確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施
確保方策	実施	実施	実施	実施	実施

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事や子育てに不安や負担を感じている家庭を支援するための事業で、訪問支援員が家庭を訪問し、家事や育児のサポートを行うことで、家庭の不安や悩みを軽減し、養育環境を整えることを目的としています。【新規】

当町ではニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

(16) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童に対して、安全で安心できる居場所を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などを行う事業です。【新規】
当町ではニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

(17) 親子関係形成支援事業

親子間の適切な関係性を構築するための支援を提供する事業で、子育てに悩みや不安を抱える保護者とその子どもに対して、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、子どもの支援を行う事業です。【新規】
当町ではニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまでの間、妊婦やその家族が安心して過ごせるように支援するための取組であり、次のような支援を提供する事業です。【新規】

伴走型相談支援：妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の3回の面談を通じて、妊婦やその家族に必要な情報提供や相談支援を行います。

経済的支援：妊娠届出時と出生届出時に、それぞれ5万円相当の経済的支援を提供します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (面談実施合計回数)	231回	222回	213回	204回	195回
確保の方策	231回	222回	213回	204回	195回

(19) 産後ケア事業

出産後の母親が、心身の安定と育児不安を解消し、安心して子育てができるように心身のケアや育児のサポートをする事業です。【新規】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	90人日	96人日	84人日	78人日	75人日
確保の方策	90人日	96人日	84人日	78人日	75人日

(20) こども誰でも通園制度

保護者の就労の有無や理由を問わず、0～2歳※の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、全ての子育て家庭を対象としており、子どもの成育環境を整備し、家庭とは異なる経験や同世代の子ども達とふれあう機会を提供することを目的とした事業です。【新規】

令和8年度から新たな給付制度として、全ての市町村で実施される予定です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ人数／月）		8人日	8人日	8人日	8人日
0歳児		2人日	2人日	2人日	2人日
1歳児		3人日	3人日	3人日	3人日
2歳児		3人日	3人日	3人日	3人日
確保の方策		8人日	8人日	8人日	8人日
0歳児		2人日	2人日	2人日	2人日
1歳児		3人日	3人日	3人日	3人日
2歳児		3人日	3人日	3人日	3人日

※0歳6か月以上、満3歳児未満

6. 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せもち、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされています。

当町では、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、第3期計画においては基本的に施設並びに運営事業者の意向を尊重することとしますが、運営事業者の経営基盤の安定化と地域の教育・保育及び子育て支援の質の向上に資するため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を推進することとします。

また、移行に伴う施設整備等に関する財政的支援は、国、県と連携を図りながら、子ども達が安心・安全に過ごせる環境づくりを実現するため、施設整備の支援に努めます。

(2) 保育士及び保育教諭、幼稚園教諭の合同研修に対する支援

現在、保育所や認定こども園、幼稚園の職員を対象とする研修については、施設ごと又は機関ごとに開催されています。

勤務体制や勤務時間等の違いなど、保育士及び保育教諭、幼稚園教諭の合同研修は難しい側面がありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、町が支援に努めます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

特定教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含む全ての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

(4) 教育・保育施設と特定地域型保育事業との連携

認可された特定地域型保育事業者に対し、全ての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけます。その中で情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

(5) 保育所、認定こども園、幼稚園と小学校等との連携

保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、関係団体との連携を強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

7. 教育・保育施設の質の向上

- 各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い教育・保育サービスに努めます。
- 年1回の監査のほか、第三者の苦情処理委員会を設置し、利用者本位の保育サービスの提供に努めます。
- 幼稚園では、教育の「質」を確保するため、管内公私立幼稚園連絡協議会等に参加し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。
- 地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換に努めます。
- 放課後健全育成事業の質の向上のため、第三者評価の実施、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な代表者会議等により、情報交換に努めます。

8. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

- 子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、各利用施設へ手続きの取りまとめを依頼するなど、保護者の負担を軽減するような取組を実施します。
- 特定子ども・子育て施設等の確認等については、施設所在市町村と情報共有を図り、適切に取り組みます。

9. 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な入所への支援

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、全ての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 産後休業又は育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が産後休業又は育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。
- 特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受入方策の更なる充実に努めます。

第6章 計画の着実な推進に向けて

本計画の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業者・行政などそれぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

1. 計画の推進体制

(1) 住民や地域・関係団体等との連携体制

地域における子育て支援を推進し、本計画を実効性のあるものとしていくためには、町が本計画に基づき、安心・安全な子育て支援を着実に展開していくとともに、子育て家庭や地域・関係団体等の主体的な取組が必要不可欠となります。

そのため、町の広報やホームページ等の媒体や機会を通じて、積極的に計画の周知や啓発活動等を行うほか、子育て施策や母子保健活動、相談事業等を通じて、子育て家庭の意向を把握し、地域・関係団体等と十分に連携を図りつつ、計画での取組を推進します。

(2) 庁内における連携体制

子ども・子育て支援に関する施策は、多岐の分野にわたっており、全庁的な取組として総合的・計画的に推進するため、庁内関係各課と子ども・子育て支援に関する取組を共有し、連携を強化します。互いに改善すべき課題等の共通認識をもち、本計画を推進します。

(3) 広域利用による連携体制

教育・保育のニーズに係る地域子ども・子育て支援事業における量の確保と推進に当たっては、町内外の利用を踏まえ、近隣市町村と調整を図りながら、他市町村による受入れ等も含めた見込み量の確保と事業の推進に取り組みます。

2. 計画の達成状況の点検・評価

本計画の達成に向けて、計画の進捗状況を定期的に点検・評価する等、着実な推進を管理していくとともに、事後の検証を行える体制を整える必要があります。

そのため、藤崎町子ども・子育て会議において、定期的に計画の進捗状況について報告を行い、意見を聴くこととします。

また、計画の着実な推進や各種サービスの円滑な利用に向けて、子育てに関する各種制度の周知を図るとともに、教育・保育サービスへの要望の把握に努めます。

資料編

1. 量の見込みについて

(1) 家庭類型について

◇家庭類型◇

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※パートタイム・無業からフルタイムへの転換希望者を加える
タイプC	フルタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所又は認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人で、就労時間が月48時間以上を加える
タイプC'	フルタイム×パートタイム (保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望)	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所又は認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月48時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

タイプE	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が高い)	父親及び母親のいずれもパートタイム等で就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム (保育の必要性が低い+幼稚園を利用希望)	父親、母親ともパートタイム等で就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、保育所又は認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、保育所、認定こども園等を利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

(2) 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、次のとおりとなります。

■教育・保育事業（地域型保育事業）

事業名	項目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したいと回答した人
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2号認定 (保育所(園)・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「保育所(園)」等を利用したいと回答した人
3号認定【0歳】 (保育所(園)・認定こども園)	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所(園)」等を利用したいと回答した人
3号認定【1・2歳】 (保育所(園)・認定こども園)	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所(園)」等を利用したいと回答した人

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～2歳
	家庭類型	全ての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	全ての家庭類型
	利用意向	泊りがけの預かりにおいて、「ショートステイ事業」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【低学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	全ての家庭類型
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【高学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	全ての家庭類型
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」又は「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かり等を利用している人
一時預かり事業 【上記以外】	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	全ての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人

事業名	項目	算出対象
延長保育事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「保育所（園）」等を利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18時以降」の人
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	子どもが病気やケガにより、「母親又は父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設等」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なく子どもだけで留守番させた」と回答した人
放課後児童健全育成事業【低学年】	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
放課後児童健全育成事業【高学年】	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人

2. 条例

藤崎町子ども・子育て会議条例

(平成25年9月12日条例第18号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、藤崎町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 委員名簿

藤崎町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年2月7日から令和7年2月6日まで

(番号2の任期：令和6年1月19日から令和7年2月6日まで)

(番号5、7の任期：令和6年4月1日から令和7年2月6日まで)

番号	氏名	所属・役職等	選出区分	備考
1	工藤 優	小学校長経験者	学識経験者	
2	佐藤 美華	藤崎町主任児童委員	子育て支援関係団体所属者	
3	柏倉 晋一郎	藤崎町学童クラブ統括責任者	子育て支援関係団体所属者	会長
4	舘山 廣子	藤崎町母子寡婦福祉会長	子育て支援関係団体所属者	
5	石井 孝	藤崎町生涯学習課長 (町放課後子ども総合プラン担当課長)	子育て支援関係団体所属者	
6	小山内 宏太	藤崎町立藤崎小学校長	教育関係者	
7	棟方 ふみ子	学校法人藤崎キリスト教学園 藤崎幼稚園長	教育関係者	
8	三浦 真紀子	社会福祉法人伸栄会 藤崎保育所長 (町地域子育て支援センター)	保育関係者	
9	工藤 勝	社会福祉法人つくし会 ときわこども園長	保育関係者	
10	佐々木 貴茂	社会福祉法人しらかば会 ふじこども園長	保育関係者	
11	棚内 伸治	藤崎町連合PTA代表	子どもの保護者	
12	水谷 友香	青森県社会福祉協議会 中南地域総合相談窓口	子どもの保護者	副会長

青森県藤崎町
ふじさき子ども・子育てプラン

令和7年3月 発行

発行者 藤崎町
編集 住民課子育て支援係

〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

電話：0172-75-3111(代表)

FAX：0172-75-2515

町ホームページ：http://www.town.fujisaki.lg.jp/



青森県藤崎町

